

迷
信
解

井上圓了

緒 言

今般文部省にて編纂せられたる『国定小学修身書』を一読するに、其中に迷信の課題ありて懇切に迷信に関する注意を与えられしも、其文簡短にして、小学児童の了解し難きところなきにあらず。依て余は『修身書』に本つき、其中に指示せられたる各項を敷衍詳解して、小学及び家庭に於ける児童をして、一読忽ち各種の妖怪を解し、迷信を悟らしむるの目的を以て、本書を講述したり。若し其参考には、『妖怪早わかり』『妖怪百談』『妖怪学講義』『妖怪学雑誌』『妖怪叢書』等を見るべし。

明治卅七年七月

講述者誌

目次

緒言	
第一段 緒論	一
第二段 狐狸のこと 附 人狐、犬神のこと	八
第三段 狐惑狐憑の事	三
第四段 天狗の事	六
第五段 幽霊及び祟の事 付 死霊、生霊のこと	三
第六段 加持祈祷のこと	六
第七段 マジナイ神水及び守札のこと	三
第八段 卜筮、御鬮のこと	三
第九段 人相、家相及び墨色のこと	三
第一〇段 鬼門方位のこと	四
第一段 日柄、縁起のこと	三
第二段 怪火、怪音及び異物のこと	五
第三段 妖怪雑種のこと	三
第一四段 真怪のこと、及び結論	六

第一段 緒 論

『国定小学修身書』を按ずるに、尋常小学第四年級用第十五課に「迷信を避けよ」との一課あり、又、高等小学第二年級用第六課に「迷信」の一課ありて、其課の目的は迷信の避くべきことを知らしむるにありと書いてある。されば学校に於ける児童は言うに及ばず、家庭に於てもよく此心得を守りて、児童に迷信の信ずるに足らぬことをよく教え込んで置かねばならぬ。依つて、余は多年此事を研究したりし廉を以て、『修身書』に示されたる迷信の箇條を詳細に解釈し、多くの人に分り易きように説き明して置きたいと思う。

尋常（尋常小学校。一八八六年に設置された旧制の小学校）の『修身書』に出てある武士が瓢箪を切りたる話は、『珍奇物語』と題する書中に出て居る。又、祈祷者が神酒徳利に鰕を入れたる話は、『閑筆記』に見えて居る。多分その当時民間にて評判されし出来事であろう。又高等（高等小学校。今の中学校に当る）の『修身書』に出てたる徳川家康が西方に向て出陣せし話は、『草茅危言』に書いてある。藤井懶齋が凶宅に住せし話は『先哲叢談』にあるも、其源は『閑筆記』より引用したるものである。いずれも迷信を人に諭すに、最も分り易く、且つ興味ある話である。

尋常の『修身書』の注意の下に、「迷信は地方によりて種々雑多にて、四国地方の犬神の如き、出雲地方の人狐の如き、信濃地方のヲサキの如きは、特に其著しきものなり」とあるが、実に其通り、地方の異なるに従い、各特殊の妖怪を持って居る。而して、其弊害は最も甚しい。先ず四国の名物ともいふべきは犬神にして、出雲の名物は人狐であるが、其名は異なれども、其実は同じようなものじゃ。此人狐のこ

とを或は狐持とも申す。又芸州辺にてトウビヨウというものがある。或は之は蛇持ともいう。石見にては土瓶とも申すということじや。備前、備後にては、猫神、猿神と名くるものがあるそうだ。是等は皆類似のものに相違ない。民間に伝われる書物に『人狐辨惑談』と申すものがある。「其中には雲州にて人狐の事を或は山ミサキ、藪イタチ又は小イタチと呼ぶものあり、九州には河太郎というものあり、四国には猿神というものあり、備前には犬神というものあり。又備前備中には日御崎というものあり、備中備後にトウビヨウというものあり、何れも人に附いて人を悩ますことをいえり。其の人をなやますという所を考うるに、其名異なりといえども、其実は一なり。人を悩ますといえども、いづれも其形見えざれば、人狐と云えば人狐なり、河太郎といえは河太郎なり、猿神といえは猿神なり。犬神、日御崎トウビヨウも皆然りと説いてあるが、是れ皆或一種の精神病に与えたる名称に相違ない。信州上州辺の管狐、オサキも之と同じことじや。『夜譚随録』と申す書物には、「管狐は駿州遠州三州の北部に多く、関東にては上野下野に最も多し。上野の尾崎村の如きは一村中この狐を畜わざる家なし。故に尾崎狐とも云う。又武州にては大崎という」と記してある。其委しきことは後に述べようと思う。

又、尋常の『修身書』の注意の下に、左の八項を掲げて之を論すべしと書いてある。

- (一) 狐狸などの人を誑し、又は人につくといふことのなきこと、
- (二) 天狗といふもののなきこと、
- (三) 祟といふことのなきこと、
- (四) 怪しげなる加持祈祷をなすものを信ぜぬこと、
- (五) まじない、神水等の効の信賴すべからざること、

- (六) 卜筮、御關、人相、家相、鬼門、方位、九星、墨色等を信ぜぬこと、
- (七) 縁起日から等にかかわることのあしきこと、
- (八) 其他すべて是等に類するものを信ぜぬこと、

次に高等の方には、本文中に、

世には種々の迷信あり、幽霊ありといい、天狗ありといい、狐狸の人を誑し、又は人につくことありというが如き、いずれも信ずるに足らず。又怪しげなる加持祈禱をなし、卜筮御關の判断をなすものあれども、たのむに足らず。凡そ人は知識をみがき、道理を究め、是によりてことをなすべく、決して迷信に陥るべからず。疾病にかかりしとき、医薬によらずして加持祈禱、神水等に依頼するが如き、難儀の起りしとき、道理を辨えずして妄りに卜筮、御關等によるが如きは、いずれも極めて愚かなることというべし。

と説いてある。此道理を論ずに就きては是等の迷信の由来、及び其原因、事情を説明することが必要であると思う。依つて余は左の項目を設けて、学校及び家庭に於ける児童に、分り易く知れ易いように説明するつもりである。

- 第一、狐狸のこと 附人狐、犬神の事、
- 第二、狐惑、狐憑の事、
- 第三、天狗の事、
- 第四、幽霊及び崇の事 附死霊、生霊の事、
- 第五、加持祈禱の事、

第六、マジナイ神水及び守札の事、

第七、卜筮御鬮の事、

第八、人相家相及び墨色の事、

第九、鬼門方位の事、

第十、日柄縁起の事、

第十一、怪火怪音及び異物の事等

右の説明を試むる前に、妖怪の種類に四通りあることを述べねばならぬ。其第一は、人為的妖怪即ち偽怪にして、人の偽造したるものを云い、第二は偶然的妖怪即ち誤怪にして、偶然誤りて妖怪にあらざるものを妖怪と認めたるものを云うのである。此二者は古今の妖怪談中に最も多く加わり居るに相違なきも、其実妖怪にあらざるものなれば、之を合して虚怪と名く。次に第三は自然的妖怪即ち仮怪にして、妖怪はすなわち妖怪なるも、天地自然の道理によりて起りたるものなれば、物理学或は心理学の道理に照らして説明し得るものである。既に説明すれば妖怪にあらざることが分る。故に、之を仮怪と名く。之に物理的妖怪、心理的妖怪の二種がある。狐火の如きは物理的妖怪にして、幽霊の如きは心理的妖怪といふべきものである。第四の妖怪は、天地自然の道理を以て説明し得べからざるものにして、真の不思議と称すべきものなれば、之を超理的妖怪即ち真怪と名く。此真怪は世間の人の妖怪とせざるものにして、学術上の研究によりて始めて妖怪なることを知るものなれば、此に迷信の一種として説明する必要はない。夫れは兎にあれ、此仮怪と真怪とは真実の妖怪とすることが出来るから、之を合して実怪と名くる次第である。是等の名目が後に度々出でてくる故に、豫め其意味を辨解して置くは無用ではない。

此四通りの種類の中にて偽怪、誤怪が最も多いから、此二種に就きて今少しく述べておきたいと思う。偽怪には人の談話の癖として、虚言、大言を吐きて人の耳目を引かんとする風ありて、為に針よりも小なることが、相伝えて棒の如く大く（針小棒大）なり、或は一犬虚を吠えて万犬実を伝うるに至る場合は決して珍しからぬことである。或は政略、方便より妖怪を作ることもある。例えば英雄若くは高僧の出生には必ず靈夢の感応等ありと伝うるが如きは其一例である。又利欲心より愚民を瞞着して、金錢を得んとて偽造せることも沢山ある。又は何等の利益なきも一種の好奇心若くは悪戯より妖怪を製造する人もある。是等は皆偽怪の原因と見て宜い。誤怪に至りては偶然の出来事より起りて、明かに其原因、事情を究めたださざる為に妖怪となるのであるが、此方は仮怪と判然分つことの難い場合もある。唯、大体の上に就きて二者の區別を立てて置く。世間にて卜筮、人相等の事実と合する場合があるが如きは、もとより偶然の暗合というべきものなれば、余は之を誤怪の一種に加うるつもりである。其他は、是より述ぶる所の各段の下に於て辨明しようと思う。

第二段 狐狸のこと 附 人狐、犬神のこと

我那の怪談中、最も民間に普及して居るものは狐狸の怪談である。全国到る処に於て、嘗に其怪談を聞くばかりでなく、実際に狐狸の怪事の起るを見る事が出来る。故に狐狸は妖怪中の巨魁と見て宜い。されど其妖怪は日本固有のものにあらずして、支那より輸入したるものである。但し、支那の正しき書物の中に見当たらずして、小説風の雑書中に出ずる怪談なれば、何れの年代に起りたりしやは明かならぬ。今『抱朴子』と題する書によるに、「狐の寿命は八百歳にして、三百歳に達すれば變じて人の形に化し、夜中、尾を撃ちて火を出だし、鬮體を戴きて北斗を拝す。其鬮體、頭より落ちざれば人となる」と説いてある。此話を我邦の書に和解せるものがあるが、其説に、「狐が妖怪をなすには、先ず草深き野原にて鬮體を拾い、之を己が頂に載せてあおのき、北斗の星を拝す。然るに、あおのかんとすれば頂の鬮體忽ち落つるに、又拾いあげて頂に載せ、右の如く幾廻となく繰り返し、数年を経る間には北斗を拝しても頂の鬮體の落ちざるようになる。其時北斗を百遍礼拝して始て人の形に変化するなり」と云つてある。斯る小説談が本となりて、之に色々敷衍し増飾して狐の怪談が出来たに相違なからう。

日本にては、何の時代に狐狸談が起りしかは詳かならねど、随分古き書物に見えて居るからは、千年以前より伝わりて居る様に思う。其源はたとえ支那伝来にもせよ、我邦にて色々つけ加えたことが多い。其上に、妖怪も国々の人情、風俗、習慣等に應じて相違の起るものなれば、自然に支那の狐狸談より異なるところある様に見ゆ。而して今、余は支那のではなく日本の狐狸談を述ぶるつもりである。

我那にて狐狸を談ずるに、土地によりて不同がある。通常一般には狐に誑され狐に憑かれると申すけれども、四国にては古来狐が住まぬと称し、狐の代りに、狸に誑され又憑かれるといい、佐渡にては狐狸の

代りに、貉に誑され又憑れるといい、隠岐にては専ら猫に就きてかく申すとのことである。又、狐の中にも種類がありて、白狐、オサキ、管狐と称するものは、狐中にて最も神変不思議の作用をなす様に信ぜられて居る。管狐の名称の起りたるは、之を使う人ありて、竹筒を持ちながら呪文を唱うれば、狐忽ち其管の中に入り、間に応じて答えをなすということに伝えられて居る。其狐の尾のさきの方さけて居るといふ処より、オサキとも名けられて居る。又白狐といふ処もある。此狐は群馬県、埼玉県、栃木県地方に最も多く、長野県、静岡県等にも一般に信ぜられて居る。是に類したるものは出雲地方の人狐、四国地方の犬神である。以上の三者は狐狸中の最も奇怪なるものなれば、左に其大略を述べなければならぬ。

管狐即ちオサキは、其形至つて小さく、廿日鼠位のものである。愚俗の信ずる所によれば、此狐を遣うものは京都の伏見稻荷より受け来りて、其家に飼ひ養うものとの事。斯くして養ひ置けば、よく人の既往を説き未来を告ぐるに、不思議にも当たらぬことはない。常に巧みに其体を隠し、飼主の目に觸るのみにて、少しも他人の目に見えぬと申すことじや。又近年、信州及び上州地方にて蠶兒の失せることがある。夫れは、オサキの飼主がオサキを遣うて盗ましむるのであると申して居る。次に出雲の人狐は、其形鼬に似て鼬より小さく、其尾は鼠より短くして毛あり、其色、鼠色にして黄色を帯ぶと申すが、つまりオサキの同類に相違ない。其地方に精神病に似たる病者あるときは、みな人狐の所為であると信じて居る。又、人狐の住める家は子々孫々相伝わり、一般に其家と結婚することを嫌う風がある。此風は四国の犬神に似て居る。犬神は人狐と同じく、代々相伝わりて血統を續くものとして、社交上、人に避け嫌われること甚しい。其家の者が、誰にても悪しと思わば、犬神忽ち其人を悩まし病を起さしむ。又、其家の者が、人の美食を見て之を好むの念を生ずれば、犬神忽ち其人に取りつき、或は其食物の腐敗することありと申

して居る。元來、犬神の名の起りしは、昔一つの犬を柱につなぎ、其繩をすこしゆるめて器に食物をもり、其犬の口さきにまさにとどかんとする処に置き、飢え殺しにして其靈を祭るものであるとのことじや。又、猫神、猿神、トウビヨウ等は、地方によりて名称の異なるのみにて、其人に憑きて之を悩ます有様は、人狐、犬神と同様である。されば、管狐、人狐、犬神、トウビヨウ等は、之を説明するに總括して同一種と見て差支ない。つまり、世の所謂狐惑、狐憑と同じ道理を以て説明が出来る訳である。

さて、是より狐惑、狐憑の話をする前に、世間の狐狸談中には、人の故意或は悪戯より起りたる偽怪の例尠からざれば、其一、二を記さんに、「尾州旧藩臣某氏の別邸は、地広く樹深く、奇石あり園池あり、且つ池上に三階の高樓ありて、風景至つて宜しく、明治維新の後は、一時遊覧の場所となりたることありたり。其樓を守る為に、一、二人の老僕つねに之に住せり。或曰、紳士五、六人、酒肴を携え來り樓を借りて終日觀を盡し、夜に入りて歸るに臨み、僕に告げて曰く、『些少なから、席料の代りに謝金を包みて床の間に置きけり。又、別に残肴を入れたる折二箱あり。請う、晚酌の助とせよ』と。僕、大いに其厚意を謝す。既にして僕、樓上に登りて床の間を探るに、果たして紙包と折詰あり。紙包を開き見るに、其中には木葉あるのみ。折詰を開き見るに、土塊と馬糞あるのみ。是に於て、老僕輩は全く之を老狐の所為となし、自ら之に誑されたるを深く残念に思ひたり」との話がある。是れもとより世の物数奇が悪戯になしたるに相違なきも、老僕の如き無智のものは、直に之を狐狸の所為に歸し、遂に世間に実事として伝えらるるようになる。今一例を挙げれば、「九州の或地方に一人の漁夫、夜中川岸に座して鮎を釣り居たり。其辺、兼てより狐の棲み居るとの評判あれば、一人の少年、漁夫を欺かんと欲し、ひそかに背後の藪の中に隠れ、漁夫に向て石を投げけるに、漁夫は狐の所為なりと思ひ、一尾の鮎を背後に投げ、「汝に之を与う

るから邪魔をするな」といいつつ釣りをなし居たり。然るに、少年は其鮎を拾い取り、こは面白きことと思ひ、再び石を投じければ、漁夫「まだほしいか」といいて、又一尾の鮎を投じ与えり。斯くして、少年は数尾の鮎を拾い得たりとの話がある。是等は皆偽怪と申すものじや。世間の狐狸談中には、斯る偽怪の沢山加わり居るに相違ないから、一々信ずることは出来ぬ。

偽怪の外に誤怪の話も沢山ある。其一例は、或田舎に起りたる話である。其地方に人家を離れて一帯の森林があるに、古来其中に老狐住すと伝え、其傍を通過せるもの、時々誑れて家に帰らざることがあると申して居る。或日夕刻、一人の老僕、隣村に使用して歸路、此森林の傍に通るに、日未だ全く暮れたるにあらざるに、俄に四面暗黒となり、目前咫尺（近い距離）を辨ぜず、一步も進むこと能わざる様になりて来た。依て自ら思うには、是れ必ず老狐の所為に相違なかるう。斯る時には老狐に謝して其免を得るより外に道なしと思ひ、地上に坐して三拜九拜すれども、依然として暗夜の有様なれば、老僕大に困り居りたる処へ、他の通行者ありて、遙に老人の地に跪き頓首して謝罪する状あるを望み、大いに怪み、急ぎ近きて見れば、大黒頭巾の前に垂れて両眼を隠せるを發見し、其頭巾を取り去れば、老僕大いに驚き、如何にも不審に思える様子なれば、其次第を尋ね、始めて双方とも事情が分り、大笑いとなつたといふことじや。つまり、老僕が其時酒酔の上に、其辺に狐狸の出ずるならんかと頻りに左右を見廻す内に、大黒頭巾が両眼を隠せるを知らざりしより起こつたのじや。斯る話は誤怪と申すものである。

狐狸の誤怪に就きては、今少々話して置きたいことがある。多くの人は深く原因、事情を穿鑿せずして、少しく奇怪に感ずることは、皆之を狐狸に帰する為に、偶然の出来事が誤り認められて狐狸談となることが多い。其一例は羽前の庄内の町にて、毎夜深更になると狸の腹鼓の音がすると、騒ぎ立てしことがあ

るに、よくよく糺ただしてみれば、鍛冶屋かじやの鞆ふいごの音であつたということじゃ。又、東海道線路の汽車が深夜汽笛を聞き、他の汽車の走り来るならんと考え、衝突を恐れて停車せしに、汽車の影だも見えざりければ、其汽笛は狐しよいの所為しよいなりとの評判高かりしも、其実、他の線路を通行する汽車の笛声てきせいが、風に送られて聞えたのであつたということじゃ。依よて世間に狐狸こりの怪談ありても、決して軽々かろしく信ずることは出来ぬ。

第三段 狐惑狐憑の事

偽怪、誤怪は頗る多きも、此二者を除き、猶お實際の狐惑、狐憑は諸方に起り、容易く実験の出来る事なれば、別段例を挙ぐるに及ばぬ。されど、此に二、三の事実談を紹介しようと思う。狐惑の種類は実に千態万状にして、幾多あるを知られぬ程である。民間にては、すべて奇怪に思うことは狐狸の所為に歸することに定まりて居る。其中に最も普通に狐惑と称するは、夜中道を歩くに道なき処を道のある様に覺えて歩き廻り、或は水なき処を水ある様に思い、又水ある処を水なき様に心得て歩き居る場合をすべて狐に誑れたと申して居る。此等は最も單純なる方なれども、中には複雑なる話がある。即ち、先年、尾州中島郡にて堀田某氏が或る家の座敷より望むに、日中農夫の糞桶を担ぎ、柄杓を手にし、作物の上をも顧みず歩き廻り、西するかと思えば忽ち東し、右に往くかと思えば又左に行き、何物をか逐うものの如く、其挙動甚だ怪しければ、戸外に出でて四方を眺むるに、農夫の居る所より数町を隔てて一個の老狐あり。尾を左右に動かして、或は進み或は退く。農夫之と進退挙動を共にするを見たり。是に於て、堀田氏は狐の傍に進んで之を逐い、大声を發して農夫を呼びたれば、狐は走り去り、農夫も氣付きて云うには、「最初に狐来りて、己れが近傍を徘徊せし故、之を逐わんとして右へ行き左へ往きする間に、前後を覺えざる様になりたりと話しせり」との事。是れ、狐惑中の稍複雑なるものと申して宜い。

次に狐憑の話は、是れ亦千差万別なれども、普通の状態によるに、最初は多少の原因に依て病氣を起し、或時より精神の異状を來し、我は何々の狐なりと自らいい出だし、其身振はおのずから狐の如く、其声も狐を真似る様になり、「我に小豆飯、油揚げを与えよ」と呼ぶから之を与えれば、二、三人前位を食して人を驚かし、狐の居らざるに狐の友達が來たりたりとて、之に向て話を交え、或は人の秘密をあばき、

或は未来のことを告げ、人をして益々不思議に思わしむるものである。従来、民間にて之を治する法は、修験者の如きものを雇い、祈禱を行い、本人を責めて、「汝、何んの為に来たりしや、早く去るべし」と命ずれば、本人一々は是に答え、種々問答の末、本人急に正気に復することがある。其時は本人の状態、恰も夢の醒めたるが如くに覚ゆ。之を狐が其躰より去りたりと申して居る。或は狐憑者の中には、狐が腹の中に住むと称し、其場処を探るに、肉の固まりのある様に感ずることじや。又、之を逐出す法には、本人を松葉いぶしにかけて苦しむることがある。実に残酷の話ではないか。其他の状態は、一々挙ぐることは出来ぬから略しておこう。

さて、狐惑、狐憑の説明に就きては、物理的方面と心理的方面との両様より考えなければならぬ。先ず物理的方面にては、狐狸其躰に、果してよく人を誑惑(わざ)し得る知能ありや如何を探り、又その挙動に、果して怪しむべき所ありや如何を知ることが必要である。西洋にては狐の狡猾なることを唱うれども、人を誑惑するということは聞かぬ。但し、狐の智力に就きては色々研究したるものがある。其中には驚くべき機知を有することの例もあれども、是れ独り狐に限りたるにあらず、高等動物には之にひとしき知力を有するものは尠くない。されば、狐が人を誑惑するだけの知力を有することは信ぜられぬ。而して、よく誑惑するは、人の方にて自ら招くに相違ない。一躰狐は多少の猾知ある上に、其挙動のなんとなく人にして奇怪の念を起さしむる風がある。其逃ぐるにも、時々足を停めて後をふりかえり見るが如きは、人に疑念を起さしむる様に思わる。其他、民間にて申すには、狐が石を投げ柝を撃、或は火を吐き戸を敲くというが、其信偽は判定し難きも、實際目撃したりと云う話を聞くに、石を投ぐるは後足を以て石を蹴飛ばすのであるとのこと。又柝を撃つは、石を口に挟みて他の石を撃つということじや。深夜、人家の戸を敲

くは、尾を以て打つ声であると申して居る。此位の働は狐にあるに相違なからうが、世に狐火と称するものは、狐が人骨を口に挟みて息気を吐くときに、火となりて現わるとの説あれども、是れは甚だ疑わしい。又、狸の腹鼓も石を以て物を撃つ音なりという人あれども信じ兼ねる。兎に角、狐の作用に其何の目的に出ずるかは知らざれど、多少人をして疑を抱かしむることはありそうに思わる。されど、狐に諸動物にすぐれたる靈智のあることは、決して信ぜらるる筈はない。

次に、心理的方面に就きて人の心の状態を見るに、狐に誑惑せらるる場合には、必ず色々の事情が伴うて居る。例えば、深夜野外を独行する時、又は薄暮、深林の中を通行する時、或は狐が住すると伝えらるる場処に通りがかりたる時、或は酔後東西を辨ぜず、若くは精神の疲労せる時に、多く狐惑を現するものである。斯る場合に、其人の心に狐惑の疑念を起さば、忽ち自ら迷うて方向を失い、妄想を浮べ、狐惑の状態に陥るは当然のことにて、毫も怪しむに及ばぬ。虚心平氣、知識に長じ、思慮の深き人には、未だ會て狐惑にかりしを聞かぬ。又、無我無念の小兒にして、狐狸の何物たるを解せざるものも、狐に誑惑せられし例がない。されば、狐惑は人の自ら招く所なるに相違ない。夫の道なき所に道ある様に覚え、水ある処に水なき様に思い、狐に左右せられて進退するなどは、狐を恐るるより疑心暗鬼を生ずるに至り、一時の幻覺、妄境を現するのである。其委しき説明は、心理学を研究せねばならぬ。

次に狐憑に至りては、其現象極めて複雑なれども、要するに一種の精神病なることは申すまでもない。人は時によりて精神の異状を起すことあるに、愚俗は其理を解せざるより、之を狐狸又は他の動物の人体に憑附して起すものと考え、或地方にては其原因を狐に歸し、他の地方にては狸若くは貉若くは猫、蛇等に歸するのである。人狐、犬神等、其名は異なれども、其実は同じ。唯、其地方に於ける古来の伝説によ

りて其名を異にし、随て其現象も異なるに至る訳じや。例えば、其地の昔話に犬神の伝説ありて、幼少の時より聞き込で居るものが精神の異状を起すときは、其記憶が内に動きて身心を支配するようになり、すべての挙動が犬神を現するに至る道理である。狐憑にかかるとは、狐の居らざるに常に目に狐の形を見、耳に狐の声を聞き、狸憑にかかるとは、狸の在らざるに日夜狸の声色を現見するは、全く心の妄想が外に現れて、幻像、妄境を組立つる故である。此の如きことは精神病者に有りがちのことなれば、決して怪しむに及ばぬ。或は狐が己れの腹中に棲んで居る、口の中より出入するなどいうも、皆病的より起す所の神経作用にして、狐其物の所為にあらざることは明らかである。要するに、我々は幼少の時より、狐が人を誑し、又は人に附くということ聞き、其話が平常記憶の中に留りて居る。其記憶が、或る格段なる場合に外部の事情に依じて心内に動き、之と連絡せる種々の想像が呼び起され、其一点に心の全力が集中する様になり、其影響が五官及び手足の上に現われ、所謂狐惑又は狐憑の实况を示すに至るのじや。つまり、狐の觀念即ち思想が中心となりて、身心の一部若くは全体が其支配を受くる様になるのじや。狐狸の幻像を見るときも同じ道理である。依て、狐惑、狐憑は、狐の夢を實現するものと心得て宜い。但し、其委しき理由は、心理学を学びたる後にあらざれば知ることが出来ぬ。余は、『妖怪学講義録』若くは『妖怪学雑誌』の心理学部門に其説明を掲げて置いたから、望の人は之に就きて一読あらば、定めて会得が得意ようかと思う。

第四段 天狗の事

世に申す天狗という中には、人間の天狗と怪物の天狗との二通りの意味がある。人間の天狗とは高慢なる人を指していう語にて、高慢の異名である。今、余が述べようと思ふ天狗は、此人間の天狗ではなく、怪物の天狗であるが、之にも大天狗、小天狗の別がある。大天狗は其形山伏に似て、しかも鼻高く翼を具えたる怪物にして、小天狗は其形鳥に似て居る。即ち、世にいう木葉天狗のことである。

天狗の名称は支那の書物より伝わりたるに相違ない。其書物の中にて、最も古く天狗の名称の見えたるは『史記』という書物である。しかし、『史記』の天狗は其文面より見るに、雷獸に与えたる名目のように思われる。されば怪物の天狗は日本人の想像より起りたるものにて、外国伝来ではないと考えて宜い。さて我那にて天狗の怪談の起りたるは、凡そ千年ほど以前の事である。其後源平時代より足利時代に当りて、其怪談が大に流行したものと見ゆ。其中にて世間によく知られて居る話は、源義経が幼少の頃鞍馬山に入りて僧正坊と申す天狗に遇い、劍術を授かりたりといえる怪談である。此外、この時代の事を記せる書中には、天狗談が沢山載せてある。

天狗の有様を示す為に、古今の怪談中、一、二の例を挙げて示そうと思ふ。昔、伊勢の国の或山寺の小僧、ふと失て見えなくなり、一兩日を過ぎて堂の上に居るを見付け、之を引き卸して見るに、全く正氣を失い居たり。一時の後漸く本心に立ち帰り、自ら語るに、山伏に誘われて、筑紫の安樂寺という処の山中へ行き、八十歳餘りの老僧に面会したり。此老僧が面白きものを見せるといわれ、頼もしく覚えて見て居る間に、山伏どもが舞い躍りけるに、網のようなる物が空より下りて引き廻す如くに見えたるが、山伏ども急に逃げんとするに、網の目より火が燃え出で、次第に燃上りて山伏らはみな焼けて炭灰に成りた

り。暫くありて又本の如く山伏になりて遊びけるに、老僧之を呼びて、何故に、此小僧を此に伴れ来りしや。早くもとの山寺に伴れて行けと云われたれば、恐れ入りたる気色にて伴れて歸るを覚え居るといえり」。又今一つの話は、「下総の国山梨村大童寺の長老、ある年江湖を開きたるに、少し法門の上手なるによりて慢心を生じ、多くの僧侶の居る前にて急に鼻が八寸程も高くなり、口は耳の根まで切れたれば、僧等驚き見るに、長老眼を瞋らし口を張りて、只今、杉の木の下にて我を呼ぶ間、是より罷り出するなりと跳り挙りて叫び狂いけるを、漸く取り留め、組伏せて大般若を繰り、心経（般若）（心経）を読み、大勢集りて一心に祈りければ、山々の天狗名乗りつつ退く。長老は無性（正気を失う）になりぬ。其時近所の者どもは寺の客殿の上に火の手上りたるを見、火事ありと思つて馳せ集まれり。夫より昼夜の別なく七日七夜祈り責めければ、鼻も口も本の如くに直り、本人自ら曰く、深く寝入りて、何んの覚もなかりしと」。此外に天狗の怪談は餘り沢山ありて、一々例を挙げて其種類を示すことは出来ぬ。

古来天狗に関する怪談を全く事実として説明することは出来るものでない。又、實際如何なる怪談にも十中七八分は余の所謂虚怪が加わりて居る。或は、全く無根の事を小説的に作りたるもあり、又針小の事を棒大に言い觸らしたるもあり、又妖怪にあらざるものを誤り認めて妖怪となしたるもあるに相違ない。此等を差引きて見たならば、餘す所の事實は僅に二、三分位のものである。今誤怪の一例に箱根の天狗談を述べたいと思う。「今より数十年前冬期に当り、箱根村の獵師二、三人相誘いて、雪中に兎を獵せん為に駒ヶ岳に登りたることあり。漸く絶頂に近づくに及び、一人の大男が山上の大岩石の上に立ち、大風呂敷を以て扇ぎ居るを認め、獵師等は之を見て直に天狗なりと想像し、其風呂敷を以て扇ぎ居るは、必ず我々の上に魔術を施すに相違なかるべし、宜く早く去りて身を全うするに若かずと思ひ、一物を獵せずし

て空しく家に帰りたり。其事忽ち伝わりて村内の大評判となり、誰もみな恐れて村外に出ずるものもなき程なりしが、二、三日を経て始めて事実の真相を明らかにするを得たり。即ち其山上の天狗は全く強盜にして、其前夜小田原駅の或家に入りて金銭、物品を強奪せし後、此山上に遁れて岩石の上に休憩し居たるものなり。是より四、五日を経て、駿州地方にて縛に就きたる為に、其事漸く判明せり。而して、其風呂敷を以て扇ぎ居りしは、魔術を行うにあらずして、獵師の鉄砲を所持せるを見、己れに向て発砲せんことを恐れ、之を禦がんとの意に出でたるものなりという。此一例の如き、若し強盜なること發覺せざりしならば、必ず真の天狗となりて世に伝わりたるに相違ない。斯る例は、古来の天狗談中に沢山あるうと思ふ。従来天狗談中の七、八分は事実にあらずとするも、其残りの二分に就きては、天狗の何物たるやを解釈することが必要である。先ず天狗の怪物は日本に限り他国になき訳は、我那には比較的に山が多い。其上に何れの山も古より神仏を安置して、靈驗不思議のあるように信ぜられて居る。又如何なる高山へも毎年参詣者が登り、山上に籠りて修行することがある。然るに高山は空気も氣候も平地よりは大いに異なりて、其有様なんとなく物すごきように感ぜらるるものなれば、自然に目に觸れ耳に入るものが奇怪らしく思わるに相違ない。之に伴うて色々の想像が心に起り、所謂疑心暗鬼を生ずるたぐいにて、妄想を目に浮ぶるようになり、樹木に鳥の止まるを見ても怪物の如くに思い、獸類の走るを見ても奇怪に感じ、其の結果が山中の怪談となりて世間に伝わるべきは当然のことである。其上に高山には神仏の靈驗あるものと信じて居るものには、一層奇怪の念を強くし、山中にて修行しつつある山伏などに遇わば、必ず人間にはあらずと思ひ、之に色々の妄想を加えて天狗の怪物を想像するに至つたに相違なからう。天狗の形の大体は山伏に似て、或部分は鳥や獸に似て居るのは、斯る想像が色々に結付きたる故である。其委しきことは、

余の『天狗論』と題する書物に就きて見るが宜い。

此様の怪談が世間に伝わるや、一度之を耳にしたるものは、山中に入る毎に己れの心より豫め天狗に遇うであろうと待ち設けて居るようになるから、一層迷い易く、且つ妄想を起し易い。諺に「幽霊の正体見たり枯尾花（スス）」とある如く、つまらぬものを見て直に天狗なりと思うものである。斯くして、諸方に天狗談が伝わるときは、物数奇の人ありて之に色々のおまけを付け、針小棒大にいふらし、又小説家や画工は之を材料として一層人の注意を引くように繕い、数代の後には実に不可思議の大妖怪となりて、世間より歓迎せらるるに至るであろう。之に加うるに、宗家中の山師連は、愚民瞞着の手段として天狗を利用し、益々奇怪に奇怪をつけ加うることも世間にありがちのことである。

世に天狗憑と称するものは、狐憑、狸憑と同じく全く精神病の一種にて一時の発狂と心得て宜い。夫の途中にて異風の老人に遇い、或は空中を飛行し、或は諸方の高山を歴遊したりと云うが如きは一種の夢にして、己の心中にて描き顯せる妄想に過ぎぬ。数日間其跡を隠せしが如きは、近傍の藪などに潜み居り、人の目に觸れざりし故ならん。而して、本人は故意に隠れたるにあらざして、もとより無我夢中の所為なれば、一時の発狂と見なければならぬ。斯る発狂談を一度なり二度なり聞込みて記憶して居ると、他日精神に異状を起す場合には、やはり同じき状態に陥り、同じ現象を呈することが多い。世の天狗憑に關する話の往々一致することあるは、みな此道理より起り、互いに類似せる記憶を再現する故である。但し、義経が天狗より劍術を授かりし話の如きは、義経其人を高めて、凡人以上に置く為の一政略より出でたる様に思わる。つまり張良（秦を滅ぼし漢の統一に貢献した）が黄石公より兵書を授かりし話と同一類であるから信ずること出来ぬ。

民間にて天狗の骸骨と称して保存せるものがある。是は魚の頭骨に相違ない。多分海豚の骨ならんといふことじや。又、天狗の爪というものがある。其の色青黒く石の如くにして、先の方尖り後の方広く猛獸の爪の如くに見ゆ。是は雷斧、雷楔のたぐいにて、石器時代の遺物であるといふことじや。又俗に天狗火、天狗礫と唱うるものあれど、是等は全く天狗に關係あるにはあらず。唯、その原因の不明瞭なるより之れを天狗に帰したるまでである。其の委しき説明は拙著『天狗論』及び『妖怪学講義』に出て居る。

第五段 幽霊及び祟の事 付 死霊、生霊のこと

俗に人の死して後其形を現するを幽霊というも、幽霊の語たるや死後の靈魂に与えたる名目にして、固より色もなく形もなきものなれば、見ることも探ることも出来ぬ筈じゃ。幽とは見るべからざるの義にして、死後の靈魂の色も形もなく、目に觸れざる所より幽霊と申すのじや。されば幽霊とは不可見の靈魂の意味である。斯る不可見なるものが目に見ゆる道理はない。依つて、俗に幽霊を見たりというは、自家撞着の甚しきものである。尤も、世に靈魂の滅不滅に就きて論ずるものがあるが、是れは別問題とし、死後靈魂の現存するものと定むるも、決して人の目に見え、感覺に觸るるものでないことは明らかである。然らば民間にて現に幽霊を見たりと申すのは如何なる事情によるかは、是より説明せなければならぬ。

世に神仏の靈験を示して人の信仰を引かんとする一念より、幽霊実験談を作為せるものがある、幽霊を偽造して私利を営まんとするものもある。今一例を挙げれば、越後某町に五、六十年前にありしこととして伝えて居るが、「町内の某家にて、唯一人の娘を失えり。其娘は早く父に別れ、全く母親の手にて成長せしが、母は大いに之を愛し、存命中金銭を吝まず、高価の衣服を求めて之に与えしも、未だ結婚するに至らずして世を去ることになりたれば、近隣の主婦が、ふと欲心を起し、其衣服を己れの所有とせんことを目論み、深夜白衣白帽を被り、竊に其家に忍び入り、母の枕頭に立ち、我は此家の娘なり。死して冥土に向うも、娑婆に多くの衣服を残せし為に思う所に至ること能わず。願くは、これこれの衣類を渡されんことを、母は眞の幽霊なりと信じ、其願の如く衣服を渡したり。怪物、喜んで之を受けて去れり。其翌夕亦深更に同じく白衣白帽の亡霊出現し、更に他の衣類を授けられんことを乞えり。此の如くすること再三に及びたれば、其事遂に親戚の耳に入り、其顛末の疑わしき所あるを見、一夕その正体を発見せんと欲し、

二三人相誘いて其家の一隅に潜み怪物の來たるを待ち居たるに、果して夜半過ぐる頃入り來れり。其去るに臨み之に尾行して終に其正躰を發見したり。即ち、其怪物は近隣に住める或家の主婦にして、自ら幽霊を装いて詐欺をなしたること發覺したれば、本人は嚴刑に処せられたり」という話がある。是れ偽造の幽霊と申すものじや。

又、偶然の出来事を誤りて幽霊と認めたることがある。其一例は、「昔し、京都の西に当り、真言宗の寺あり。其寺の住僧、或夜深更まで讀書し、精神大に疲労を覺えしかば、暫く休憩せんとて庭前を仰ぎ見るに、折しも宵月夜の頃なれば、月もはや落ちて暗かりけるが、縁の端に誰とも知らず、白き物を着けたる人立ち居たり。此僧怪しみて熟視すれば、白装束の怪物少しく動きて歩み行くように見えしかば、是れ幽霊に相違なしと信じ、刀を執りて呪文を唱えながら、縦横に切りかけたれば、幽霊も其儘倒れて失せたり。翌朝昨夜の怪物の跡を検せんとて戸外に出でて見れば、己の湯衣を縦横に切りて地に落としたり。是は昼の中に行水を行い、湯衣を竿にかけて乾したる儘取込むことを忘れたれば、夜中幽霊の如くに見えたることを知れり」と申すことじや。今一例を挙げれば、昔し東京を江戸と稱せし頃、或る講談師が竊に公法に觸れたることをなし、探偵の手に落ちんことを恐れ、誰にも告げずして暫く身を隠せしかば、其家族の者、本人の行衛の知れざるより大に心配し、或は売卜に尋ね、或は御鬮を引きなどして探索する内に、或人より、四ッ谷大木戸の先なる寺の墓所に死人ありと告ぐる故、家族の者直様四ッ谷に行きし処、もはや検死相済み、埋葬せし跡なれば、是非なく其様子を聞くに背といひ恰好といひ衣服といひ、本人に相違なければ、愈々変死を遂げたるものとし、寺僧を聘して引導を頼み、戒名をもらひ、追善の法までも営み、彼是する内に百カ日になりたれば、更に追善供養を行いつつある最中に、本人は瘦せ衰え、色は青ざめ髪

は乱れたる儘まま、玄関の障子を細目に明け、顔をさし出しながら、只今戻りしと云うに、家族のもの互いにふりかえりて驚き、あれ、幽霊が来りしと声を立てしかば、主人は刀に手をかけながら、汝、此世このよに迷いしことの愚かなるや。生者必滅の理を会得して往生を遂げよといければ、本人は笑い出し、我れ死せしことの覚えなし。如何なることのありしやと尋れども、皆々ますます恐怖するばかりなり。やがて主人は、幽霊の真偽を試みんとて本人の脈を探り、始めて亡霊にあらざることを知り、大に喜び、互に笑い合えり」との話がある。是れみな余が所謂誤怪にして、虚怪の一種である。世の幽霊談中には、殊ことに此誤怪が多いように思う。

以上の如き虚偽の幽霊を除き、真に幽霊とすべきものを考うるに、つまり人の精神作用より起るものと見て宜い。言葉を換えて申さば、幽霊に就きて吾人の有する記憶、觀念が其形を現して、他人の靈魂の实在を見るように思うのである。例えば、母親が愛児を失い、毎日毎夜之を心頭に浮かべて忘るることなきときは、其姿が自然に眼に觸れ、夢の如くに見ることがある。然るときは、母親は必ず亡児の幽霊を見たりにというに違いない。されど其幽霊は心中の妄想が其形を現じたるまでである。すべて世間の幽霊はみな此様なものなれば、己れの心の反射、返影というて差支えない。但し斯る場合には多分目前に妄想を呼び出すべき手掛りとなるものがある。例えば衣服の木にかかりたるを見て幽霊の想像を浮べ、幡の墓間に垂れたるを見て幽霊の如くに感ずるの類は、外縁によりて内想を起したるものである。又幽霊を現見するは白昼多人数の集りたる場所にあらずして、薄暮若くは深夜物寂しき場処おとこに起ることが多い。依て先ず内外の事情を考うる必要がある。

外部の事情とは薄暮、夜中の如き事物の判明せざる時、又は山間深林の如き寂寥たる場処、又は死人の

ありたる家若くは墓場の間の如き幽霊に縁故ある場処に於て幽霊を見ることの多きを指して云う。内部の事情とは身体の疲労衰弱、精神の哀痛恐怖の場合、又は一事に専心熱中せる場合、又は精神に異状を呈したる場合を指していうのである。之に加うるに外物の耳目に觸るるものあれば一層幽霊の妄想を起し易い。是等の諸事情によりて我心内より幽霊の妄想を浮べ、幻影を見るのである。されば、幽霊は一種の夢を見ると心得ても差支ない。其委しき説明は心理学の問題なれば此に盡くすことは出来ぬ。古代人知の開けざりし時には、人の死しても生時と同じく精神を継続し、生時人に怨恨を有し讐敵となるものは、死後も同様に考え、冥土に入りて其怨を酬い、其仇を報ずることと信じて居る。或は死したる後のみならず、生時にありても其怨念が人を悩ますことが出来ると思つて居る。是れ世の所謂崇の妄説の起る訳じや。依て崇のことを説く前に死霊、生霊のことを述べなければならぬ。俗間にて死霊、生霊が人に憑くということとを申して居るが、是は狐狸や天狗が人に憑くというに同じく、精神病の一種である。されど敢て精神病に限るにあらず、大病、重患にかかるときに平素多少己に對して遺恨を有するものあれば、其靈魂が乗り移りて己を悩ますようになると信じて居る。是れは、古代未開の時代に病氣の起る原因を知らざりし時の迷信が、今以て愚民の間に行れて居るのである。世に魔が附くとか神が乗り移るとか云うも、みな同じ道理じや。斯くして病氣に悩まされて居るものあれば、他より之を評して何々の祟であると申す。其祟に、死霊によりて起さるるものと、生霊によりて生ずるものとがある。又、中には神仏の祟ということもある。其他、動物に就きても、犬の祟、猫の祟等と申して居る。此祟のことに付、或書に批評したものがあつた。即ち「人が己れに遺恨ありとて、生きては附き死しては附きて、其怨を自由に報い得ることならば、大義にかかる源義経、武蔵坊辨慶などは、早速に梶原をとり殺し、大義の本意を達すべきに、左様のこと

なきは甚だ怪むべきことなり。又『太平記』に、楠正成の亡霊が一条の戻り橋にて、女に化して大森彦七をおどしたりと見ゆ。正成も存命の時と違い、死ぬれば左程までに鈍くなるものかと疑わしむ。正成が恨むべきものは、北朝方の大将より始めて幾人もあるべし。然るに、其方をさし置きて彦七をおどしかけしは奇怪千万なり」と述べたるも、崇の信ずるに足らぬ一例に備えて宜い。若し、古代にありて知識の進まざる時には、病氣、災難の原因を知ることが出来ぬから、斯く想像するは餘儀なきこととするも、今日になりて教育も普及し、学問も進歩し、堂々たる文明国と称し居るに、尚お斯る迷信を脱することが出来ぬとは、実に国民の恥辱と申さねばならぬ。

第六段 加持祈祷のこと

加持祈祷は多く病氣、災難ある場合に之を行うことになつて居る。其中に単に一種の儀式として行うが如きは、格別の弊害もなければ差支なしとするも民間にて病氣、災難を免れたい一念より行うのには随分害が多い。尤も、祈祷と称しても正当なるものと不正なるものがある。正当なるものは正心誠意より出ずる信仰作用なれば排斥するに及ばざるも、不正なるものは所謂淫祀に属するものなれば、大に排斥せなければならぬ。淫祀とは一口に云わば道理に反し、道徳に害があるが如き祭祀をなすものを申すのじや。我那には随分淫祀が多いように思う。次に加持に就きても一言して置かねばならぬ。世間にては加持祈祷と唱えて加持と祈祷とは同一のようになつて居れども、加持は眞言宗に限りて用うる語である。其意味は餘程六ヶ布いことじやが、其宗にては三密加持と稱して、所謂宗意安心に当たるべき大切の心得である。先ず三密とは身密、語密、意密の三種のことにて、身密とは手に印契を結びて修行すること、語密とは口に眞言陀羅尼を唱えること、意密とは心に眞言の法を念ずることじや。委しき説明は此に述ぶる必要はない。加持とは加持渉入と熟して、仏の三密と人の三密と互に相加わり相通ずる意味である。此三密加持の修行によりて即身成仏が出来ると申して居る。依つて世間の祈祷といふことは意味が違つて居るけれども、古來眞言の僧侶が主に祈祷を行い、殊に眞言宗にては神仏混合の寺を守り、二者を混同せし故に加持祈祷も混同するようになったに相違ない。兎に角神仏を論ぜず正当の加持祈祷は彼是と排斥するに及ばぬけれども、愚民の間には加持祈祷の濫用が多く、從て弊害が多いから排斥せざるを得ざる次第である。故に修身書には怪しげなる加持祈祷をなすものを信ぜぬことと断りてある。其所謂怪しげとは、余がいう所の不正の意味であらうと思う。

淫祀いんし祈祷の弊害に就きて一、二の例を挙げんに、修身書に祈祷者の徳利とくりの中に鱈としやうを入れたる話が出て居つたが、是に類したる話が『怪談辨妄録』と申す書物の中に見えて居る。「昔し、京都の里村某なにがしなるもの家にて器物を失いたることありて、色々手を盡くして搜索すれども見当たらず。然るに隣家に神巫みこありて占うらなひをよくし、又祈り祭りをなして病氣その外諸事に効験あり。殊に紛失物などには妙に其所有を知るとの評判高く、且つ人の勧めもあれば其巫みこを己れの家に招きて祈らしめたり。時に巫みこは壇に神酒みきをもうけ、紙の幣束へいそくを立てて主人に云えらく、一家のものをして、悉く壇の前を過ぎ行かしめよ。若し其中に盗みしものあらば、幣束へいそくおのずから動かんと云いつつ、呪文をとなえて祈をなせり。主人その言葉に従い、家内かていのものを残らず其前をとおらしめしに、一小僕の過ぐるに及んで幣束へいそく忽ちにふるい動けり。衆人大いに驚き、恐れて神妙なりといえり。小僕直に腕をまくり、大喝一声して巫みこの胸をついて地に仆たおさしめたり。其時に巫みこの足の大拇おやゆびより、長き糸を以て幣束の柄えに結びつけたることを見出せり。家人立どころに大いに罵りて之を逐おいにしに、巫みこも大に驚きて逃げ去れり」との話がある。今一例を挙げれば『閑筆かん筆』に出で居る話に、「東都の或る士族の家に毎夜石の飛び来るあり。月を越えて止やまざれば、家人みな家の外に出でて潜ひそかに之を窺うかがひ居りしに、人の突然門を過ぎ行くが如きを覚え、間もなく石の飛び来るを見たり。数名のもの前後より急に立ち挙あがり、其人を執とらへ灯を取りて視れば、其近辺に住める山伏にてありき。蓋けだし山伏が其家に怪あれば必ず己おのれに命じて祈祷を行わしむるならんと思ひて、かくなせることを知れり」と書いてある。是れ皆余の所謂偽怪と申すものである。

神仏に祈りて靈験ありとするも、正心誠意を以て行ふにあらざれば神仏の許す筈はない。若し不道德の心を以て己れの私欲を満みさんとて祈願をしたりとも、神仏は之を助くるどころでなく、痛く罰するが当然

である。然るに世の欲張りものが神の助を仮りて己れを利せんとする例が沢山ある。実に驚き入りたる次第である。其一例は『痴談』と題する書中に出て居る。「或強欲者が神に祈りて大金を得んと欲し、一心を籠めて祈請して曰く、願くは神様よ、我に一万円の大金を授け給えよ。此願成就したる日には、九千九百九十九円を御礼として差上申すべしと再三反復して祈り居れり。傍にありて之を聞くもの一万円より九千九百九十九円を除き去らば残る所僅に一円なり。一円の利を得るに、何ぞ神を煩すに足らんや。是れ必ず失言若くは違算ならんとて其者に注意したれば、当人曰くこれ違算にあらず、失言にあらず。其御礼として九千九百九十九円を差上ぐるといいたるは、全く神を欺く為の方便にして、愈々一万円の大金を得たる日には、一文も差上げぬ積りなりと答えたり」との一話の如きは、人の欲極まりて神を欺くに至りたるものである。之に類したる話が先年の『読売新聞』に見えたことがある。其話は、「東京築地南小田原町荒物商某方へ同居せるものにて新栄町の鍛冶屋へ奉公中主人の隙を窺い、箆笥の引出より十円紙幣一枚を竊み取り、何に喰わぬ顔して深川区成田山不動の開帳に参詣し、不動様大日様どうぞ泥棒したことの知れませぬようにと一心に祈願を籠め、是れで先ず一安心と思つて帰家したる処を、京橋警察署の手で捕縛されたり」とのことであるが、此の如く神仏を濫用する連中が世の中に決して尠ななからうと思わる。世間に愚民は多きに相違なきも、明治の盛代には早く此様な迷信の跡を絶つようになしたいものである。

淫祀のことに就きては『草茅危言』に論じてあるから、此に其一部分を抜萃するに、「江州山王の祭りは神事に妄説を設けて、神輿は人の血を見ざれば渡らずとて、見物人に喧嘩を仕掛け、必ず人を斫るを例とす。他所にも此類の妄説をいい立て、悪事を行うこと色々ありと聞く。例えば出雲大社の竜灯、備中吉備津の宮の釜鳴等、鬼神の威光に託して、巫覡等の愚民を欺き、銭を求むるの術とす。其外讃岐の金比羅、大和

の大峰おほみねなど種々いろいろの靈怪とまを唱え、又稻荷いなり、不動ふどう、地藏ぢざうを祀り、吉凶を問ひ病を祈り、因よつて医者の方角をさし示し、或は医薬を止め死に至らしめ、蛭えびす子、大黒を祀りて強欲の根拠とし、天満宮を卑猥ひわいの媒なかだちとし、観音を産婆代りとし、狐、狸、天狗の妄談、聊かの辻神、辻仏に種々の靈験を猥みだりに云いふらし、仏神の夢想に託し、妄薬粗剤を売弘うりひろめ、男女の相性、人相、家相を見るの類、いずれも愚民惑あぐむわし欺あざむくの術にあらざるはなし。誠に嘆なげずべく、憫あわれむべきの甚はなはだしきなり」と説いてあるが、是れ維新前の事なれども、明治の今日尚なお此弊風を存するは、一層慨嘆あやすべきことと思ふ。

凡むづそ神仏は道德の本源、正理の本体なれば、平素、心に誠実の徳を守り、身に人生の務つとめを行わば、自然に神仏の保護を得、恩愛を得くべき筈はずである。之に反して、心に一善を思しうなく、身に一行いっぎょうを修しゆむるなくんば、何程祈りたり願ねがうたりしても、神仏の罰こそあれ、決して助たすけを得べき道理はない。世の中に之より見み易やすき理はなかるべきに、其理を解することの出来ぬとは、実にあきれはつるより外はない。昔しの歌に見み易やすき理はなかるべきに、其理を解することの出来ぬとは、実にあきれはつるより外はない。昔しの歌に「心だに誠の道にかなへなば祈らずとても神やまもらん」とある以上は、「心だに誠の道にかなはずば祈りたりとも神はまもらじ」と申さねばならぬ。又、「正直の頭に神やどる」とも、「さはらぬ神に崇たたらなし」とも云える諺ことわざがあるが、いずれも神に対する心得こころえを示したるものである。よく此歌や諺の意味を味いて、怪しげなる加持祈祷をせざる様に心掛こころかけることが肝要である。

第七段 マジナイ神水及び守札のこと

世にマジナイと称するものありて、其効験を信するものが多い。或は禁厭きんえんといい、或は咒法じゆほうというも、同一の意味である。今その由来を尋ぬるに、我那わがこにありては神代じんたいの時より起ると申すことじや。神代じんたいの巻まきに、大己貴命おほなむぢのみことが少彦名命すくなひこのみことと力を戮あわせ、心を一にして鳥獸昆虫の災害を攘はらわん為に、即ち其禁厭きんえんの法を定めたりとある。又古代には禁厭きんえんの職を設けられたることもあると聞きて居る。されど是れ独ひとり日本に起れるにあらず、支那しなにも印度インドにも古代より伝わりて居る。又西洋にもあることなれど、余は他国を略し、日本のマジナイのみを述べようと思ふ。

古代にありて人智未だ開けず、医術の未だ進まざりし時にありては、禁厭きんえんマジナイの諸法を用うるは、敢て怪しむに足らざれども、今日の如き教育の普及し、医術の進歩せるに当たりて、尚おマジナイによりて病気を医し、災難を避けんとするは、実に解し得られぬことである。民間にて用うるマジナイ中には、抱腹に堪えざること多ければ、試みに其二、三を挙ぐるに、頭痛のマジナイに播鉢すりばちを冠りて、其上に灸を点ずれば治すといひ、又一法には、京橋の欄干北側の中央なるギボウシを荒繩を以てくり、頭痛の願掛がんかけをなさば、其験あること神の如しといひ、夜中盗難を防ぐには、手洗鉢てらいばちを家の中にふせて置けばよしといひ、猫の逃げたる時に、曆を取りて其逃出したる日の処を墨にて消し置けば、やがてかえるものといひ、船に酔わざるマジナイに、船の中に賦の字をかき、武の右肩の点を人の額にうち置かば、少しも酔わざること奇妙なりといひ、狗の肝をとりて土にまぎて糞かまどを塗るときは、如何なる不孝不順の女人にても至孝至順の人となるといひ、五月五日に鼈すつぽんの爪を衣類の衿えりの中に置けば、記憶の強くなるものなりといひが如き類のみである。多少道理を解するものは、如何に信ぜんとするも信ずることは出来ぬ。

マジナイの中には、一種の滑稽に属するものも沢山ある。例えば、俗に瘡のときに茄子を食するを忌むは、瘡のいゆるを落つるというによりて、茄子は熟しても落ちぬものなれば、言葉の縁をとりて茄子を嫌うに至りたりといひ、又小児の頭にオデキの出来たるときは、之を医するに麩の字を其上に書く。其意は、俗にオデキのことをクサと名くる故、馬をして草を食せしむるマジナイなりといひ、又足に豆の出来たるときも、やはり麩の字を其上に書く。是れ馬は豆を食する意なりと申して居る。今一例を挙げれば、明治廿四年の春頃、東京にインフルエンザ病大に流行したることがあつたが、俗に其名をオソメ風と申したことがある。其時に之を避くるマジナイなりとて、家の入口に「久松（大阪の油屋の娘お染と丁稚久松が情死したという当時のうわさ話から）は居らず」と書いて張出したものを見た。是は病氣の異名より思い付たる新發明のマジナイである。御札、御守にも之に類する滑稽が多い。其一例は、播州明石町に人丸神社（兵庫県明石市にある万葉歌人柿本人麻呂を祀る神社）ありて、火除と安産との守り札を出だすとのことじゃが、此二者もとより人丸其人に何等の關係なきは明らかであるも、ただ音便上、人丸は火止る、及び人生るに通ずるということをし、聞いて居る。従来民間に伝わるマジナイは、大抵此位のものである。其他は推して知ることが出来る。

又、世間にマジナイを信じて失敗したる話も沢山ある。或人、犬の己れに向かつて吠え來るときに、手の内に虎という字を書きて示さば、忽ち恐れて逃げ去ると聞きて、之を試みに、何の詮もなく、ついに噛みつかれたりといひ、又或人、蜂のマジナイなりとて経文の二句を心に念ずれば、蜂にささることなしと聞き、之を試しも其効なく、手のヒラを十分にさされたりといひを聞いたこともあるが、是は当然のことである。是等の例によりてマジナイの効験なきことは大略分るのである。『安齋隨筆』に享保年中の辻売の秘伝に、「鯉に酔わさる法と題し、其中に新しき魚をえらみて食うべし、又食わさるもよしと書い

てあつたということじゃ。是れならば百発百中に相違ない。是によりて考うるに金をためる秘伝は勤儉の二つに外ならず、長寿を得る呪法は摂生の一事に限る。余は、此の如きマジナイを好むものである。

マジナイに關聯して神水守札のことも申さねばならぬ。神水その物に就きては彼是論ずるに及ばざれども、一神水を以て万病に効驗ありと言いふらし、又之を信ずるに至りては、大に害ありと思う。もと神水は神にたむけたる水である。其水如何に清潔なるも、水は依然として水なるべし。水を変じて直に神となし薬となすことの出来ぬは分りきつたことである。之を伝染病にあれ痼疾にあれ何病にも用いて効能あるように思うは愚の至りではないか。御札御守も之と同じく神仏を信念するものが、信仰の餘り、神仏の名を書きたるものを家に奉置し、身に携帯するはもとより非議すべきにあらざるも、之を所持すれば種々の病患災害を免れ得ると信ずるに至りては、迷信の甚しきものといわなければならぬ。又守札の中には奇々怪々なるものがある。夜中通行の際**我是鬼**の三字を書したる札を携帯すれば、決して怪物に遭遇することなしというが如きは、まだ怪しむに足らぬ。若し民家の入口に張付けたるものを見るときは、異類異形のもの折々掛けてある。殊に魔除に用うるものには、平家蟹の殻へ目口を画きたるものあり、草鞋の片足を釘付けにしたるもあり、塩鮭の頭を藁繩にて貫きてつるせるもあり、其何の意たるや解するに苦しむことが多い。之を一見するにどうしても未開の民たるを免れぬように思わる。又御札に就きて自家撞着のことも尠くない。例えば火除の御札を出しながら其堂が火災にかかり盜難除の御札を出す処へ盜難があるなどは撞着といわねばならぬ。或人の話に某神社に盜難除の御札を出す所ありて曰く、誰にても其身に此札を所持し若くは其家に保存すれば、決して盜難に罹る恐れなしと云いながら、堂内に懸けたる裏錢箱にかたく錠を下してあるを見たり。是れ自語相違にあらずやと申したことを記憶して居る。愚民瞞着も此に

至りて極れりといわねばならぬ。

マジナイや神水や守札まもりふだなどが、全く病氣災難に効驗ないではなく、時によりては幾分の効能ある様に見ゆるは、別に道理のあることなれば、其理由も一言して置く必要があると思う。先ず病氣に効驗ある所以ゆえんを考うるに、マジナイ神水其物の力にあらずして、之を信ずる人の精神作用によるのである。其一例として、余が聞きたる話を紹介するに、或寺の住職にて呪文を唱えて小児の虫歯を治するものあり。或日その寺に大法会だいほうえありて隣村の老婆も参詣さんげいせしに、住職の小児の歯痛を患うれうるもの呼びて、其頬に手をあて、一心にアビラウンケンソワカといえる呪文を三辺さんぺん繰り返して唱うれば、其小児忽ち歯痛を忘れ、其妙殆んど神の如くに見えたり。老婆その側かたわらにありて大いに感服し、家に歸らば自ら其法を試みんと思ひ居りしが、偶隣家の小児の歯痛に悩めるを聞き、早速其兒を呼びて呪文を唱えんとせんに、アビラウンケンソワカを誤り伝えて、アブラオケソワカ(油桶ソワカ)と記憶せるにも拘らず、三度くり返せしに、忽ち痛みを感じざるに至れり。此事相伝えて一村中老となく少となく歯痛を患うれうるものあれば、みな争い来りて老婆の治療を求むるに老婆は其都つど必ず油桶ソワカを唱えてよく之を医治したり」とのことじや。若し虫歯の癒ゆるは全く呪文の力ならば、油桶ソワカを唱えて、治すべき道理はない。もし油桶にてよく治するならば、味噌桶ソワカにても、酒徳利ソワカにても、醤油樽ソワカにても差支さしつかえなき筈である。果して然りとせば其癒るは呪文其者の力にあらずして、其マジナイを受くる方にて必ず癒るに相違ないと信ずるによることは明らかである。されば其療法は精神療法若くは信仰療法と名くる方が適當じや。他にも之に類したる例がある。即ち、「東京麻布に火傷の御札おふだを出す所あり。其形名刺めいしに似て其表に「上」の字あり。此札を以て火傷の場処を摩すれば忽ち癒るといふ。或人御札の代りに己れの名刺を用いしめたるも同様の効驗あ

り」との話の如きも、病患の癒ゆるは御札の力にあらざることが分る。之を要するに、人の病は肉体の方より起すものと、精神の方より生ずるものとの二通りありて、其癒るにも両面あると考えて宜い。例えば肉体の方にて種々の療法を盡くし、十分全治の見込あるに、精神の方にて餘り病気を懸念せる為に、其効の見えざることがある。斯る場合に精神を慰安することが出来れば、速かに恢復するに相違ない。又、病気の軽きものに至りては、精神上より妨害することなくんば、自然に任せて置いても平治することがある。若し其場合に精神上の懸念が恢復の妨害をなす為に全治せざることあるに於ては、精神を慰安し、神経を鎮静する方法を取ることが肝要である。即ちマジナイ神水等の治病に効驗あるは、みな此理によるに相違ない故に、余は之を名けて信仰療法と申して居る。されど、此法によりて治し得るは或る程度までのことにして、大体の治療はもとより医薬医療を待たねばならぬ。唯医家の治療法の一参考となるに過ぎぬ。然るに、諸病がいずれも御札マジナイによりて治するものと思うは、迷信の甚しきものである。次に、守札を以て種々の災難の豫防とするのは決して其効あるではなく、唯安心、気やすめの助となるまでじや。其事は格別説明するに及ばぬことと思う。

第八段 卜筮、御鬮のこと

人事の吉凶禍福を前知する法は東西共に行わるるも、支那日本に殊に多いように思われる。其中にて最も古くより広く用いらるるは易の筮法である。之を八卦の占という。其外に支那にては龜卜の法があるも、我邦にては今日之を用うるものはない。錢占い歌占い夢占い等を数え来たらば、其種類も頗る多きも、先ず易筮を挙げて他を略すつもりである。

易筮は陰陽二元の道理に基づき、易經の所説によるものなれば、其原理は随分高尚のものに相違なきも、之をすべての吉凶禍福に當嵌め、未来を前知して百発百中となすに至りては、不道理の甚だしきものである。就中人の寿命を判断し、何年何月何日に死することを確定するが如きは、実に驚き入りたる次第である。其一例を挙ぐるに、「或迷信家が卜筮者に就きて、自己の生命を豫知せられんことを乞いたれば、筮者判断して曰く、今より幾年の後某月某日に必ず死すべしと。迷信家かたく之を信じて、某年某月までに財産を消費し、当日に至りて一錢の餘財なく、ただ自ら其身を棺中に収めて絶命を待ち居れり。然るに其日の夜に至るも猶お死せず、翌日に至るも依然として存命せり。時に飲食を欲するも、之を購入するの餘錢なく、殆んど飢渴に逼らんとせり。是に於て始めて自ら卜筮家に欺かれたるを知り俄に其家に至り、何故に吾を欺きしやと詰問しければ、筮者曰く、決して欺きたることなし。足下は某月某日に必ず死すべしと。然るに其日に死せざりしは、蓋し他に原因あるべし。足下は人を救助せしことなきや、迷信家曰く、已に死の定れるを聞きたれば、財産を残すの必要なきを悟り、之を盡く人に施与して貧民の救助に用いたり」と。筮者曰く、其一言にて疑いを解けり。足下は人を救助せし積善の餘慶を以て、天は特に其一たび必定せる寿命を延長したるなり』との一話の如きは、何物かの作説なるべきも、

筮者の遁辞には是に類すること往々聞くところである。

諺に、当たるも八卦、当たらぬも八卦と申して居るが、十中にて五分は中り、五分は外れるのが当たり前である。併し、筮者の経験と熟練とによりて、十中七八分位は中ることもあろうと思わる。但し、其中というも、或る制限内のことにて、何年何月日に死するなどに至りては、千百中に一も中ることは難い。つまり易筮にて吉凶を判ずるも、銅銭の表裏にて判ずるも、其中の理は同一なるべきも、簡單なる銅銭にては、信仰が薄くなる。之に反して易筮の如き複雑なるものならば、豫め中るものとの信仰を置くようになる。之に加うるに易の文句は比喻にわたり、多様の意義を含んで居るから、臨機応変の解釈を付けることが出来る。其故に、筮者の方が経験に富み、識見に長ずる人ならば、其判断の中る割合が多くなる訳じや。依つて縦えよく中りたりとも、之を全く易筮の力に帰する筈はない。つまり、其多くは筮者の判断力に帰せなければならぬ。故に、易筮其物に就きては中るも八卦、当たらぬも八卦と申すより外はない。元来易筮の用は、其右を取るべきか左を取るべきか猶豫して決せざる場合に、其判断を天に聴く心得にて、筮竹の上を考えるにあるのじや。而して、其事も一国一家の大事に関する場合に行うべきことと思ふ。決して今日民間にて行うが如きものではない。病氣災難の豫防に用い、物価相場を前知するの具となすなどは、卜筮の濫用も亦甚しと云わねばならぬ。又今日ありては国家の大事の如きは、之を国会に尋ね輿論に問うて決する道あれば、易筮によりて天に聴くの必要のなきことは明かである。其他の事は自己の力の及ぶ限りを盡くして、若し猶お力の及ばざる所あれば、之を自然の運命に任ずるが宜い。決して易筮などの力を仮るるに及ばぬ。諺に陰陽師身の上知らずといひ、又陰陽家は鬼の為に嫉まるというが、八卦を業とするもの、及び之を妄信するもの、多くは貧困にして、而も其家に災害が比較的に多いように見ゆ。

若し八卦によりて吉凶禍福を前知するを得というならば、陰陽家の窮鬼に苦しめらるる理は解し難い。是れ畢竟八卦の信するに足らざることを自ら証明すると同様である。或書物に卜筮に關したる一話が出て居る。即ち、「或家の主人が夢に足に毛の生じたるを見て、売卜者に占わしめられたれば、必ず増給の沙汰あるべしといい、其家僕も足に毛の生じたる夢を見て占わしめたるに、長病なるべしといえり。依て家僕大いに怒りて、同一の夢に対し主人へは増給といい、我には長病と云いたるは如何と語りたれば、売卜者曰く、臨機応変なりと答えたり」とのことじゃが、すべて卜筮には臨機応変の判断が多い様に考えらるる。されば、斯る判断を信するは無論迷信といわなければならぬ。

我那の神社仏閣に御鬮を備え、人にして之を探りて吉凶を判知せしむることがある。其種類も幾通りもあるが、歸する所は易筮の如く人の決心を定むるに過ぎぬ。其中にて最も多く行わるるは元三大師の百籤である。余が曾て其鬮を入れたる箱を見しに、寸法に一定の極りがありて、其中に日本のミクジ竹を入れ、其各本に大吉、吉、半吉、小吉、末小吉、凶の文字を記入してあり、之に対する判語は五言四句の詩を以て示してある。其他の御鬮は一層單純のものである。此の如きはつまり愚民の迷信を定むるまでのものなれば、愚民にとりては多少の効驗なきにあらざるも、之と同時に弊害も決して少なくない。又今日にありては斯る方法によりて疑を決する必要はなからうと思う。夢占いと称して、夢の情態に就きて吉凶を判ずることがあるが、是等はもとより論ずるに足らぬ。又、辻占の如きは一種の戯にひとしきものである。依て、此に一夕説明するほどの必要はない。

世間にて卜筮のよく事実に適合したる話ありて、事実に適合せざりし話の比較的少なきは、大に事情のあることと思う。其一例として駱駝の見せ物の話を引用せんに、或地方の夏時の祭礼に、駱駝の看板を掲

げたる見せ物が出たことがある。之を見るもの眞の駱駝らくたと思ひ、争うて木戸銭を払いて其内に入れば、獸類の駱駝らくたにあらずして、一人の肥大の男が、炎天焼くが如き氣候なれば、高き処へ裸体となりて手に团扇うちわを握り、之をつかいながら嗚呼あラクダ（楽だ）くくと云いつつ横臥して居たと申すことじや。之を見物したるものは、餘り馬鹿馬鹿しくて、其実を人に告ぐるも不面目ふめんもくと思ひ、出でて人に語りて曰く、これは実に面白き見せ物である。一度之を見ざるものは大馬鹿である。蓋し、世間に此見せ物程奇怪なるものはなし等と言ひ觸らせる故、我も彼も争うて木戸に入つたそうじや。其前我邦わがくににて豚を養かえるものなき時に、「ブタ」の見せ物の看板を掲げて置いた。之を見るもの其内部に入れば、鍋蓋なべふた一枚を置いてあつたという話も同じことじや。今筮者せいしやに乞うて卜筮ほくせいの判断をなさしむるに、中らざる方は是を人に伝かへるの却かえつて己れの不面目ふめんもくと心得、秘して他言せず、之に反して適中したる方は、大に其事を吹聴するようになる。是適中せる卜筮談ほくせいだんの世に多き所以である。『視聽雜録』と題する書中に、「昔し江戸浅草に住める商人某が黄金こがねを失ひ、筮者せいしやを招きて占まねわしめしに、筮者曰く、此金このかねは必ず外このかたに求むべからず、恐おそくは一家中いけちゆうにあらん。若し一家を探りて見当らざるときには、家の外このかたに求むべし」との話があるが、是こそ百発百中ひゃくぱつひゃくちゆうに相違ない。卜筮ほくせいのよく当るといふのは、此話の類るいであらうと思ふ。

斯かくして、卜筮ほくせいは識者の眼より見れば、もとより信ずるに足らぬものなるが、愚者に取とりては狐疑こぎして決せざる場合に幾分の用ありとするも、余は古き『易経』などによるに及ばず、寧ろ近世の學術上がくじゆつじやうに考かえて新法を作るが宜よいと考かへ、此主義より近世の論理學に本づき、「哲學うらない」と題する筮法せいはうを工夫した。されど其法は未来の吉凶禍福を前知するにあらずして、一事を決するに当り、天運てんうんに尋ねて可否を知らんとするのみである。若し吉凶を豫定し得るといふが如ごときは、愚民の意を引くまでにして、人を迷信の

淵に導くものといわねばならぬ。

第九段 人相、家相及び墨色のこと

八卦の筮法と共に我邦に行わるるものは五行の占法である。例えば、十干十二支にて人の性質を判断するが如きは、五行の占法と申すものじや。天元術、九星術、淘宮術などは此占法に属して居る。人相家相も五行に本づきて組立ててある。故に、人相家相の事を説く前に、五行の大意を述べなければならぬ。五行とは木火土金水の五種にて、其名目は『書経』の中に出てあるけれど、之を一般に吉凶禍福の判断に用うる様になりたるは、秦漢の時代より後ならんと思う。五行家の説には天地は万物の父母、五行は天地の用といて、五行を以て天地万物の元素の如くに信じて居る。其氣の天にありて未だ形を結ばざるを十種に分ちて十干と名づけ、其氣の地にありて形を取りたるのを十二支とする。此十干十二支を年月日に配合して、人の性質を鑑定し、彼れは火の性である、是れは水の性であるという。之を相生相剋と申すことがある。即ち木は火を生ずるものとし、水は火に克つものとするの類にて、相生の方を吉とし、相剋の方を凶としてある。左に其表を掲ぐ。

相生大吉				
木	火	土	金	水
生	生	生	生	生
火	土	金	水	木
相剋大凶				
水	火	土	金	木
剋	剋	剋	剋	剋
火	金	木	水	土

古来是に与うる説明を見るに、実に抱腹に堪えざることが多い。木生火の説明に、古代は木を摩して火を取りたるものなれば、火は木より生じたるに相違ないと云うてある。又火生土とは、火にて物を焼けば灰となり、灰は土となるとの説明である。又金生水とは、鉞山を掘るには、鉞石の間より水出ずるとの説明じや。水生木とは、木は水の力を得て生立つものじやと説いてある。此等の説明に対しては、もとより其妄を辨ずるまでにあらざるも、唯一言を付するに、火は独り木より生ずるにあらず、油（水）よりも生じ、石（金）よりも生ずることなれば、木生火と同時に水生火とも金生火ともいうことが出来る。又火にて物を焼けば、灰土となるといふも、物の土に化するのは必ずしも火によるにあらず、地に埋めて腐らせても土となる。且つ火は変化の媒介となるまでにて、決して火其者より土を生ずる道理はない。されば、火生土というは不都合の説である。又金生水の説明の如きは、愚の極と云うて宜い。水生木の説明に木は水によりて生長するというならば、木は日光（火）により土地によりて生長するによりて、水生木と同時に火生木とも、土生木ともいうことを得る道理じや。此の如く、相生相剋の説が不道理を極めたるものなれば、之を人に配合して生剋を見、吉凶を判ずるの不都合なることは勿論、之を信ずるものは実に愚も亦是しと云わねばならぬ。殊に今日にては天地万物の元素は木火土金水にあらざることば、理化学の実験によりて明かである。然るに之を五行と何等の關係なき年月に配合し、方角に配合し、人の五体五官等に配合するに於ては、古代の妄想というより外なく、之を信ずるの迷信たるは無無論のことである。

五行の妄説なること、已に此の如しとすれば、世に男女の相性と称して、結婚の時に雙方の生れ歳を吟味するは愚の至りである。古来民間にて丙午の女は男を殺すとの諺があるが、其意は、丙は陽火に当り、午は南方の火に当る故に、火に火を加えたるものなれば、其力男を殺すべき性質であると申すことじや。

笑うべきの至りである。或は病氣の時に医者を迎へるに、医者の相性を見、町家で手代（番頭と丁稚と）の中間の身分）を雇うに、其相性を問うなど、いずれも愚の極である。

古来人相と称して、人の外貌に就きて、其人の運不運吉凶を占定する法がある。之を細別すれば面相術、骨相術、手相術、爪相術等となる。是れもとより信すべからずと雖も、古語に思内（おもうち）にあれば色外（あぢわ）に頭るとあるが如く、外貌の如何によりて内心の情態を知ることが出来る道理である。されど人相家の云うが如く、外貌によりて其人の身上（しんじょう）に何年何月頃に災難がある、僥倖がある等のことの分る筈はない。まして人の身体を五行に配合して、吉凶を説くが如きは、妄誕（もうたん）を極めたものである。面相術は我邦（わがくに）にて専ら行れて居るも、諸家の伝うるところ一様にあらず。或は顔面全体に就きて五行の相を定め、相生相剋の吉凶を論ずるもあり、或は各部に五行を配合して、眼を木とし、眉を火とし、口を土とし、鼻を金とし、耳を水として論ずるもあるが、いずれも不道理の甚しきものである。骨相術は頭蓋頂骨の形状を見て、其人の性質を判断する術にして、専ら西洋に行われて居る。其説く所は日本の人相ほどに甚しからざるも、其判断が餘り器械的にして、物差（ものさし）を以て精神を測るが如き有様なるは、笑うべきの至りである。手相術は東西共に行わるるも、是れ又同様に信ずることは出来ぬ。

人相よりは一層広く世間に用いらるるものは家相である。家相（かんれん）に關聯して地相も考へることになり居るが、宅地住居が人の健康衛生に關係あることは、学理の上よりも、事実の上よりも否定することは出来ぬから、地相家相は全然排斥すべきではない。されども、今日の家相家の説くが如く、或は五行に配合して吉凶を考え、或は鬼門方位（きもん）に照して禍福を定め、門、窓、竈、井戸、便所、土蔵、馬屋等に至るまで不道理の理屈を附けて、人家の幸不幸を考定するが如きは決して信すべき限りではない。其説く所、衛生の

規則に違ふことが多い。依て、家相などを信ずるは迷信といわねばならぬ。たとえ其中に一二の道理に合することあるも、八九分通りは妄説に属するならば、迷信として排斥するが当然である。要するに、人が家相によりて災難を免れ、幸福を得たいとの望を起すが、已に横着の考えより出でて居る。蓋し、人生には吉事もあれば凶事もありて、如何なる王公貴人といえども、生涯不幸なく、幸福のみを享くことは出来ぬ。唯富を得んと思わば勞苦を厭わず、辛抱して儉約するがよし、知識を得ようと思わば、學問を勉強するがよい。其外に富貴知識を求むる道はない。又病氣を厭うならば、平素衛生に注意し、長寿を願うならば飲食を節制するが第一である。其上に災難が来り、病氣に襲われるとも、所謂天運の然らしむる所にして、人力の如何とも為し難きことなれば、人生の常態としてあきらむるより外はない。然るを、其身に修むべきを修めず、務むべきを務めずして、一家一身の無病長寿安樂を祈るは、大なる心得違ひである。苟も今日の文明世界に生まれたるものは、斯る迷信に陥らぬように心掛けねばならぬ。此に参考の為に或る隨筆に出でたる家相心得を示さば、家相を正すというは、夏すずしく冬暖かに、奥より勝手向きの便利を能くし、盜賊火災の防ぎ方を設け、低地の所は出水の手当致し、小破れを繕ひ、火の用心を大切にすして住む家を、即ち吉相の家とすとあるは、面白き説明である。

人相、家相の外に、墨色と名くる一種の相法がある。是は相書或は相字法と名くべきものにして、人の筆跡を見て吉凶の判断を下す法である。書は人の性質をあらわし、書を検して其人の氣質の幾分を知ることはあるは、恰も面貌に就きて其人の性質を判することを得ると同様である。故に、相字法も全然排斥すべきにあらざるも、今日民間にて伝うるところの墨色なるものは、妄談を極めたるものにして、文字の墨色を視て、何年何月何日に劍難がある、火難がある、病氣が起る等の豫言を与うることに定つて居る。斯る

豫言の決して当たるべき理はない。万一若し当たりたらば、偶然の暗合といわねばならぬ。斯る信ずべからざることを信ずるは、すべて迷信と申すものじゃ。せめて小学教育を受けたるものは、もはや斯る迷信に陥らぬ様にせなければならぬ。

第一〇段 鬼門方位のこと

民間にて最も人の信ずるは鬼門方位の迷信である。其迷信は、建築移転等に鬼門を犯し方位に逆うるときは、必ず天災病死等の災害ありと信じて居ることじや。先ず鬼門の説明より始むるに、其事は支那の古書に出でたる俗説にして、毫も信ずるに足らぬ妄談である。多分其起りは『海外経』であろうと思うが、其書中に「東海の中に山あり。其上に大なる桃樹ありて、其枝が横にはびこり、三千里の間に亘るといふ。其東北に門あり。之を鬼門と名く。万鬼の聚まる所なり」と見えて居る。これが鬼門の起源であるとのことじや。実に笑うべきの至りである。斯る妄説が支那より日本に伝わり、上下一般に其方位を忌み、且つ恐るる様になり、建築移転のみならず、其方角に向つて便所を設け、塵塚を置くことまで固く禁ぜられて居る。陰陽家の辯解する所にては、此方角は陰悪の氣の集まる所なれば、極めて凶方なりといい、或は其方角は万物極りて又生ずる方にして天地の苦しむ所なれば、之を避くるなりとの説明もあれども、多少の知識あるものは如何に信じたくも信ずることは出来ない。

先ず之を地球上に考うるに、東北隅の方位の不吉なる道理は決してない筈である。たとえ地球の上に東西南北の別あるも、是れもとより仮定に過ぎぬ。若し出でて地球外に至らば、宇宙其物の上には東西もなければ南北もない。又地球上に住するも其位置の異なるに従うて方位も異なる訳じや。赤道直下にあるときと北極付近にあるときは、鬼門の方位が大層違つてくる。若し正しく北極の中心に立つときは、何れを指して東北隅と定むるや。決して定むることは出来ぬ。殊に地球は昼夜廻転して休まざるものなれば、東西南北の方位も之と共に時々刻々其方向を転ずる道理である。されば方位を定めたくも定むることが出来ぬに相違ない。然るに、之に対して方位の吉凶を談ずるが如きは迷信中の甚しきものと云わねばならぬ。

仏語に「迷うが故に三界常あり、悟るが故に十方空なり。本来東西なし。何れの処にか南北あらん」とあるは、鬼門の迷信を論ずるに最も適切な偈文であると思う。

方位を考えて吉凶を判ずる法を方鑑と名け、之に関する書物も沢山あるが、其判断は多くは五行を方位の上に配合し、相生相剋を考えて吉凶を定むるのじや。是等の書中に説く所によると、「凡そ事に好悪あり、方に吉凶あり。其苟も吉方に合するときは富貴を招き、官禄を進め、田財を益し、貴子を生ずる等、無量の吉徳を顕す。又凶方に合するときは、必ず困窮を招き、家運傾き、親族離れ、病災を発し、死亡に及ぶ云々」と説いてある。実に笑うべきの至りと申して宜い。

従来の曆書には方位の吉凶を掲げ、人多く是に照して判断することとなるが、其第一は歳徳と申すものじや。是れは年中の有徳の方角にして、万福の来り集る吉方であると申して居る。其方角が年によりて違ふ。是れ、其年の十干によりて定むる故である。又八将神と申すものがある。即ち、太歳神、大將軍、大陰神、歳刑神、歳破神、歳殺神、黄幡神、及び豹尾神の八神である。其縁起を見るに、歳徳神は南海の沙羯羅竜王の御娘にして天下第一の美人なる故に、牛頭天王之を承けて后としたてまつり、八人の王子を産み給えり。其王子が八将神であるというが如きは、誰ありて信ずるものはなからう。此八神の中、世間にて最も喋々するのは大將軍の方位である。大將軍は十二支を四方に配して、年々其方角を定むるものにて、之を俗に三年ふさがりと申して居る。八将神の外に人の最も恐るるものは金神である。金神の由来に就きては、一層馬鹿らしき神話が伝えられて居る。即ち、「是より南三万里に国あり。夜叉国という。其主を巨旦という。悪鬼神なり。之を金神という。常に人を悩まして日本の仇となる。此故に、牛頭天皇南海よりかえり給うとき、八将神を遣わして討ち平げ給う。此巨旦は金性なるにより金神と名く。金性のた

ましい七つあり。此七つのたましい七所に居て害をなす。故に金神七殺という。殺はころすとよむ。依つて此方を犯せば、必ず七人取殺すゆえ七殺ともいう。家に七人なければ隣を計えて殺すという」と説いてある。其方角は甲己の年は午未申の方にありて、乙庚の年は辰戌の方にありという。但し大將軍にも金神にも一定の遊行日ありて、其日に限りて方角を侵すも害なしというは、最も笑うべき次第である。之を要するに、此等の神話は妄談を極めたるものなれば、もとより取るに足らぬ。其上に方位の上に十干十二支の五行を配合して吉凶を説くものなれば、其不道理なること前に述べたる五行の説明によりて明らかである。斯る方違い、方塞がりを忌み嫌うことは、元来支那より伝わりたるに相違なきも、我邦にても随分古代より行われたる様に見ゆ。固より正しき書物の中には見当らざれども、雑書の中に出ずる所より推すに、源平時代より以前にありしに相違ない。其当時は高位貴顕の側に婦女子の侍し居て、雑説奇談を其君に申し上げ、方位方角などを女子と共に忌み嫌うことになりたりとの説もあるが、多分其様なることより上下一般に信ずるに至りたるならん。昔しは兎に角、今日尚お斯る迷信を信ずるものあるは、実に文明国の名に対して恥ずべきことである。

我那に行わるる吉凶鑑定法に二種の別がある。其一は人性に就きて鑑定するもの、其二は方位に就きて鑑定するものである。其中広く世間に行わるる九星術、天源術、淘宮術の如きは人性鑑定法なるも、九星術の如きは方位にも関係あれば、此に一言する必要ありと思う。もと九星は、支那の『河図洛書』の「洛書」に本づきたるものといふことじや。易の八卦は「河図」より起り、九星の図は「洛書」より出でたりといふも、信偽は定め難い。其数が一より九までありて、之に一白、二黒、三碧、四緑、五黄、六白、七赤、八白、九紫の名を付し、之を年に配し月に配し、日及び時に配し、且つ、之を五行生剋の理に考え、

人の生年月を繰りて吉凶を鑑定する規則である。然るに、此星を方位に配当して吉凶を判ずることがある。例えば、「二白の人の星は北方を主り、三碧の人の星は東方を主る云云」と説きて方位の鑑定をするも、其信ずるに足らざることは説明するに及ばぬ。次に、天源術は易筮と九星とに本つき、之と大同小異なるものにて、やはり五行の理に考え、人の生年月に就きて判断を下すものである。次に、淘宮術は天源術より出でたるものにて、専ら十二支に本つき、人の生年月によりて其資性、命運を判定し、以て治心の要法としたるものである。是等は一々辯明せずとも、元來五行の妄説に本つきたる以上は、考うるに足らざることは明かである。

第一段 日柄、縁起のこと

方位のほかに暦日にも吉凶あるものと信ずるは愚民の迷いなるが、今日教育の普及せるに拘らず、猶お斯る迷信の依然として存するは、実に怪むべきことである。暦日中に見る所の七曜、九曜、六曜の如きは、民間にて吉凶あるものとして伝うる所なるが、就中六曜は多くの人に信ぜられて居る。七曜の名目は今日の七曜の如く日、月、木、火、土、金、水にして、其源は『宿曜経』に出て居る。此七曜に善悪吉凶の別ありとは、古来伝うる所である。之に羅喉星、計都星を加えたるものを九曜という。次に、六曜とは先勝、友引、先負、仏滅、大安、赤口とて、曆書の上に掲げてあり、其縁方は正月ならば先勝を朔日とし、友引を二日、先負を三日として、次第に繰りて吉凶を判断することに定めてある。之を孔明の六曜占と名けて居る。又、有卦無卦と云うことがある。人の年を繰りて何年より有卦に入り、何年より無卦に入ると申す。有卦は吉にして無卦は凶である。例えば、木性の人は酉の年八月酉の刻に有卦に入り、卯の年まで七年間を吉とし、右七年を経れば八年目より五力年間は無卦に入る。其間を凶とすと申すことじや。此有卦無卦の説は、もとより五行の配当より出でたるは云うまでもない。其中願成就日、不成就日等、一々挙ぐるに違ない程である。

徳川家康は凶方を犯して出陣し、関ヶ原の勝利を得たりしことは『小学修身書』に出て居るが、之と同じく、唐の太宗は出陣のときに凶日を犯して勝利を得たる話がある。即ち、太宗出陣の時に或人諫めて、「今日は往亡日とて甚だ不吉の日なれば、延引あるべし」と申し上げたれば、「我れ往きて彼れ亡ぶる日なれば、心配するに及ばず」とて、すぐに軍を出し、果して勝利を得たりとのことじや。又、周の武王は甲子を以て興り、殷の紂王は甲子を以て亡ぶといえる話がある。即ち、昔し支那にて周の武王は殷をせめ

て甲子の日に紂王を亡ぼしたというに付、同じき甲子の日なれども、武王の為には吉日となり、紂王の為には凶日となりたる訳にて、つまり、日に吉凶なき道理を示したものである。恰も港にかかる船の、東方に行く者は、西風を順風といい、東風を悪風といい、又西方に行く者は、東風は順にして西風は逆となる。もとより風に順逆の別なく、往く者に順逆あるに同じことじや。之とひとしく、日に吉凶の定まりある訳なし、すべて我方に吉凶の別があるのじや。今一例を挙げれば、明の太祖が天下を一統したる後に、太祖と年月日時を同じくして生まれたるものは、如何なる生活をなし居るかを知らんと思ひ、あまねく尋ねけるに、一人を探り得たり。其者は窮貧の生活を営み、蜜十三籠をやしなひて渡世をなし居れりとぞ。又、或る雑誌に出でたる説なるが、凡そ世界の人類は一秒時に六十人ずつ生まれ出する割合なれば、釈迦、孔子、家康若くはナポレオンと同日同刻に其生まれたるもの、必ず五、六十人あるべし。若し、人の運不運は其生れたる時日によりて定まるものならば、是等の人は皆、釈迦、孔子等と同一の運命に際会すべき理なりと論じてある。是等の例によりて考うれば、時日に吉凶なきことは明らかである。

世間に、灸をするにも日の吉凶ありと申すが、之につき一例を挙げれば、「昔し、大阪にて名医として譽れ高き見宣といえる医師あり。或人之に向ひ、『灸をするに凶日と禁処ありとの事、果して然るや』と尋ねしに、見宣答えて曰く、『然り、凶日、禁処唯一つあり』と。『されば、敢て其日を授けられんことを乞う』と云えば、見宣曰く、『年中にて灸すまじき日は正月元日と、灸すまじき処は目玉なり。其他、別に凶日、禁処あるを覚えず』と答えたり』との話がある。何事をするにも、一年三百六十五日皆吉と思つて取掛ければ宜い。精神一到すれば、如何なる凶日たりとも事の成らざる理はない。然るに、日の吉凶などに迷うようでは、精神一到の出来る筈なく、随て、如何なる吉日に事をなしても成就せぬに相違ない。故

に余は、吉凶に迷うものには、三百六十五日皆凶日となると申してよからうと思ふ。

又、民間にて厄年やくとし、厄日やくびというものがある。通例、男子は二十五歳、四十二歳、六十一歳を厄年とし、女子は十九歳、三十三歳、三十七歳を厄年とす。就中なかんづく、男は四十二歳、女は三十三歳を以て大厄たいやくと申して居る。其始めは支那しなにて起りたることなれども、何に抛りて此かく定めたりしか明らかならぬ。我那わがくににては之を解して、十九は重苦じゅうくに通じ、三十三は散々さんぜんに通じ、四十二は「死に」に通ずる故に厄年とするの俗解あれども、そは信じ難い。つまり永き間の経験にて、人の死するは多く右の年ごろなるより、此かく唱ふるに至りたるならん。されど、誰も皆其年頃に病氣にかかり、或は死亡するといふ訳ではなく、決して一定の規則あることなければ、其年頃に殊更に養生、衛生に注意するは宜よいが、厄除やくよけ、厄払やくばらいなどをするは愚の至りである。又、俗に四十二歳の二つ子と称することがある。即ち、男の四十二歳のときに二歳の子あれば大不吉にして、父の身上に大不幸を来すことありと云い、其子を棄すつるを例としてある。其意味は、一説に四十二に二を加うれば四十四となる。四十四は死に死を重ねたるものなれば、一般に之を忌み嫌うと云う。誠に笑うべきの至りである。又、俗に六三ろくさんと称することがある。之には一定の数え方がありて、其年に当りたるものは六三除よけの祈禱きとうをなすとのことじや。いづれも迷信まじんの甚はなはだきものである。其他、厄日又は凶日として避け嫌う日が沢山たくさんある。例えば、正月二十日には物の売買又は新衣を裁することを忌み、二月十四日には遠方へ旅立ちするを忌み、三月七日は願事ねがひごとを忌むの類である。又、竈かまどを塗り、井を掘り、味噌、酒を製し、新蓆しんせきを敷くに至るまで、一定の吉日と凶日とがある。此この如ごときの類、実に枚挙に遑いとまあらぬ。

世に御幣ごへいかつぎと称して、何事にも縁起の吉凶をいうものがある。殊ことに婚禮、葬式などには色々の忌

み物、忌み事がある。例えば、婚礼の贈物に用うる水引は結びきりにして返さざるは、一たび嫁したるものの帰らざるを祈るの意にして、婚礼の席に客の帰り去るを御帰りと云わずして御開きと云うも、帰るを避くるの意なりとのことじゃ。此の如き格別の弊害なきことは、古俗を存する為に礼式中に加えて差支なからうと思う。されど、餘り甚だしき不合理なることは改むるが宜い。又普通の場合にも、死と同音なる廉にて四の数を忌むが如きは、別に利害のなきことなれば、従来の風習に任せて不都合はない。然れども、餘り斯る縁起に懸念することは宜しくない。御幣かつぎの甚だしきものは、家を出でて途中、葬式に會すれば不吉なりとて自宅へ戻り、再び出直し、或は鳥の鳴声が悪いとて早く家に帰り、不吉の日に外に出でたるときは、帰りて早速其着物までを改めて厄払いをするなどに至りては、其馬鹿馬鹿しきに驚かざるを得ない。

其外御幣連の申す縁起は、一々例を示すことは出来ぬ。或は犬の長鳴、鶏の宵鳴、鳥のしばなくを気に掛け、あしき夢や釜鳴を心配し、又、衣に飛鳥の糞をかけられたるを吉祥として喜ぶが如き、いずれも笑うべきの至りである。昔、信玄が信濃に出発の時、鳩一つ庭前の樹上に来りたれば、衆人之を見て勝利の前兆なりとて喜びたれば、信玄忽ち鉄砲を以て其鳩を打ち落とし、人の惑を解きたりという話がある。又民間に、クサメに就きて吉凶を卜することを伝えて居る。其法は、子の日のクサメには酒食の事あり、午の日のクサメには喜び事あり、何の日は吉、何の日は凶と定めてある。之に対して或書に、平安散といえる薬は、之を嗅ぐ毎に立にクサメ続きて出ずる故に、クサメの出する日に吉凶あらば、常に平安散を懐にして吉日毎に之を嗅がば、生涯吉事のみならんと説いてある。明治の今日に生まれたるものは、斯る迷信に陥らぬように心掛ねばならぬ。

第二二段 怪火、怪音及び異物のこと

以上述べたる所は、大抵皆心理的妖怪の部類であるが、是より物理的妖怪に就きて少しく話さねばならぬ。先ず物理的妖怪中、人の最も多く奇怪とするものは怪火である。怪火とは、竜灯、鬼火、狐火、不知火の如き、火のあるまじき処に火光を見る類を申すのじや。是れにも偽怪、誤怪に属すべきものが混じて居る。余が曾聞きたる一話を申さば、或人、一夜深更に及んで火葬場の近傍を通行せしに、此場所に立ちたる地藏堂の前に、怪しき火の燃上り居るを見て大いに驚き、世の所謂怨霊火ならんと考え、こわごわ近き見れば、堂内に泊りたる乞食が寒さを防がん為に、堂前にて火を焼きたることを発見したということじや。既に其原因が判明すれば怪火にあらざるも、若し其原因を究めずして之を人に告ぐるに至らば、真実の妖怪となりて後世に伝わるに相違ない。此一例の如きは誤怪ということである。若し、好奇者が人を驚かさんと思つて、故意に火のあるまじき処に火を点じ、人をして狐狸、天狗の所作ならんと疑わしむるが如きは、偽怪といふべきものじや。其例も諸方にて聞くことである。

此等の偽怪、誤怪を除きて、猶お他に真実の怪火があることは疑いない。然し、其怪火と同種のものにても、平素見慣れたるものは誰ありて怪しむものはない。例えば螢火の如き、人の怪まざるのみならず、却つて之を愛し、之を樂しむ。又、朽ちたる木より光を放つことありても、別段不思議に思うものはない。之に反して狐火、鬼火の如きは、音に之を怪しむのみならず、之を恐れて近くものすらないほどである。先ず、我那にて古来最も名高き怪火は、熊本県下の天草の海上に現わるる不知火である。其原因に就きては、夜中螢の如き光を發する微細なる小虫が、無数に波上に集りたるによると申すことじや。遠く之を望むに、火の海上に燃るに異ならぬが、其火の奇怪なるは、或は一火が分かれて兩火となり、兩火が更に分

れて数点となり、或は又合して一火となり、一方にありて滅するかと思えば他方にありて現れ、高きものは翔(かけ)るが如く、低きものは走るが如く、其出没する間は数里の長きに及ぶも、誰ありて其所在を確かむること出来ず、之を確かめんと欲して其火の在る所に行けば、忽ち消えて視えなくなり、其何たるを知るものがない。依て不知火と名け、一大不思議として伝えられて居る。

怪火の中に不知火の如き小虫より生ずるものあれど、鬼火、狐火、竜灯、天狗火などは、みな空中に浮遊せる燐火(りんか)であろうと思わる。即ち燐の気が水素と合し、所謂燐化水素となり、空中の酸素に觸れて光を發するのである。此燐の気は草木などにも含まれて居るが、生物に最も多く加わりて居る。例えば、人の死して後(のち)骨肉の腐れたときの如き、此気が其体より離れ、水素に合して光を放つに至る。夫故に埋葬地などにては、俗にいう幽霊火なるものを見るのである。又、沼の如き、水の溜りて流れず、草木、魚虫等の腐敗して居る場所より鬼火の發するも、同じ道理である。斯く、其気が物凄く見ゆる場処に出で、且つ其体至つて軽く、人之を追えば其動きを空気に伝え、火も之と同時に動き、其状態如何にも奇怪に見ゆる故に、妖怪、不思議と思いたるは無理ならぬことじや。

燐火の事につき、『天変地異』に出でたる一話を紹介しようと思ふ。「或人、世深(よこ)けて沼を渡り、物凄く思い居りしが、忽ち青き火の近く輝くを見たるに、漸く我方に寄り来れば、悪き妖怪の所業なりと独り嘯(なげ)きながら行く程に、之を捕らえんと思ひ立ち、急に歩を進めければ、追うものありて遁るるが如く、急に逃げ去り、我止れば彼も又止まり、我行けば彼も又行きて、我動静を伺い居るもの如く、其様子我を輕蔑する様に見ゆれば、我大に怒り、力を極めて追ひ駆け行きしに、忽ち消えて跡を失えり。暫くありて葦(あし)を隔てて再び現しければ、此度は息を呑み身を潜め、間近くよりて急に之を襲わんと決し、徐に進み

寄りしに、火依然として少しも動く様子なし。益々沈黙して火の傍に歩み寄り、急に手を挙げて打ち落とし見れば、一片の燐化水素にて、何も怪しげなるものなし。畢竟、前に逃げ隠れしは、自己の動きより空気を動かし、火も之が為に動きしものなるに、後の度は静かに近寄りし故、空気を動かさず、火も之がために其居所を動かさず、之を物に譬うれば、地水の面に浮ぶものあるを、遽に水に飛び入りて之を捕えんとすれば、其物必ず水に促されて先の方へゆき、我帰れば亦水に連れて我方へ来るべし。然るを、静かに水を押し分け之を掴まば、容易なると同様なり」との解釈が見えて居るが、是にて其道理がよく分かると思う。其他の怪火に就きては一夕説明することは出来ざれども、民間にて火柱が立つということがある。其時には必ず火災があると申して居るが、『莊内可成談』に出て居る話に依るに、「放火の賊が自ら放火せんと謀り、豫め火柱が立つといえる虚言を伝えたることあり」との事。是れは己れの放火せることに後に発覚せざる為の豫防策である。若し人為にあらざれば、燐火若くは電火ならんかと思う。又、蕘火或は蕘虫と称するものがあるが、江州及び越後地方にて申して居る。即ち、秋期に当り、夜暗く雨の強く降る時に野外を歩するに、蕘の上に怪火の点ずるを見る。之を蕘火と名けて居る。其原因は燐の氣に相違なからうと思う。

怪火に次ぎて人の奇怪に感ずるものは怪音である。怪音の中に最も評判の高きものは狸の腹鼓であるが、其事は前に述べて置いた。又、老木が怒鳴するということを聞いて居るが、是は多く樹木の体内に空洞ありて、之に梟の如き鳥が巢を作り、其中にて呻り声を発するのを誤認したるものなれば、誤怪の一種に相違ない。又、古来伝うる所に釜鳴りの怪の話があるも、是れ釜中の空氣の振動より生ずる由にて、物理上説明の出来ることあれば、假怪の一種であろう。其他は誤怪にあらざれば偽怪であると心得て宜い。

次に異物とは、越後の七不思議を始めとし、或は天より怪石を降し、白砂或は黄豆を降す等の類にして、昔時は一般に奇怪に思いしも、今日は学理の進歩によりて、一人の之を怪しむものなきに至りたれば、一々説明するに及ばぬ。

其他世間にて奇怪に思うものはカマイタチと申すものである。其物たるや形あるにあらず、人の身体に風の觸ると覚ゆるのみにて、剃刀にて切りたるが如き疵を得、血の多く出ずるといふことじや。其原因は、空気の変動によりて空气中に真空を生ずることがある、此時、若し人体の一部が其場所に觸るるならば、其一局部に限り外部の気圧がなくなりたる故、人体内部の気が其空所を充さんとして迸り出する時に、皮肉を破裂せるによると申すことじや。斯く聞いて見れば、妖怪とするに足らざることが分る。又俗に、人の溺死せる節、親戚のもの来る時は、死人の鼻孔より出血するという話は、何方にても一般に唱うることなるが、其道理は医家の説によるに、親戚に限るにあらず、何人にも屍体に觸れ、之を動かすときは必ず出血するものである。然るに、親戚の是に觸るときに限るよう申すは、此の如き場合にありては、他人の其屍体に觸ること極めて少なく、親戚の来たるを待ちて其体を動かすものなれば、衄血と親戚との間に何かの感応あるように考へたるのじやとのこと。されば、是れ又不思議とは申されぬ。其外にも此等に類すること多々あれども、際限なければ、之を『妖怪学講義』若くは『妖怪学雑誌』に譲りておく。

第二三段 妖怪雜種のこと

以上説明したる外に、複雑せる妖怪にして、而も民間に最も多く起る所の怪事がある。即ち、其一是投石の怪事である。其怪事は、夜中人家に石の落ち来るありて、何物の所為なるか其原因の更に知れざることじや。民間にては之を狐狸又は天狗の所為と申して居る。故に、其石を天狗礫という名をつけてある。余も此事につき、度々現場へ立云をなしたる事があるが、其原因の既に発覚したるものに就きて考ふるに、狐狸にもあらず天狗にもあらず、全く人の所業である。其人は家の外にあらずして、家の内にあることが多い。世間の考にては、家の外より石を投げ込むように思うが故に、毎夜見張を付けて居ても、其原因を知ることが出来ぬ。さて、家の内にて何者がかかる悪戯をなすかと尋ぬるに、多く婦人、女子の所業である。下女か娘などに就きてよく吟味すれば、大抵其原因が分る。又、中には家族中の白痴と呼ばれ不具者と称せらるるものより起ることもある。而して其本心は、何か為にする所あるにあらず、自ら利せんとする目的より出でたるものならば速やかに発覚するも、左にあらずして一は好奇心より出で、一は精神の異状より起る。精神の異状とは、人の見す知らざる間に斯る怪事を行うて人を驚し、又、人の之を見て奇怪に思い、不思議に感じて大いに騒ぎ立つるを、何より面白く且つ愉快に思い、種々工夫して益々巧みに取り行ふ様になり、一層人をして奇怪に感ぜしむる次第である。普通の人より之を見れば、実に解し得られぬ所業なれども、是れが即ち精神に異状ある所以にして、一種の精神病と見て宜い。

投石の怪は、通例、深夜に石又は瓦が家の内に落ち来るのであるが、其多くは台所の方に落つる。斯る場合は多く下女の所為にて、下女は台所の近くに寝て居るから、豫て昼間に石を拾い集めて隠し置き、夜深て人の寝込みたるを伺い、戸の隙より台所の方へ投げ出すのである。或は座敷の辺に、而も昼間に石

の落来ることあるは、家族中の者の所業に出ずることが多い。依て、石の落ちたる場処によりて、凡そ其原因のある所を判断することが出来る。此怪事が段々増長するときは、唯投石のみでなく器物が其位置を變じ、棚下にある物が棚の上に移り、又座敷の物が台所に転ずることがある。随て、物の紛失することが起る。中には箆筒、長持の中にある衣類が切断されて居ることがある。是は、最初投石したる事を人皆奇怪に思い、狐狸、天狗の所為ならんと驚きしを見て、其本人は益々興に乗じて色々の所業をなすのである。甚しきに至りては、家の中にて火氣のあらざる処で火の燃え上がることがある。夫が為に出火したる例も聞いて居るが、いづれも一家中のものにて精神に異状あるより起るに相違ない。依つて、斯る場合には、之を狐狸、天狗の所為に歸せずして、人為と思つてよく調ふる様にすれば、直に原因を發覚することが出来る。古語に「妖は人によりて興る」とは、誠に其実を得たる格言である。

又民間に、妖怪宅地即ち化物屋敷と申すものがある。古来の伝説は信じ難ければ之をさし置き、今日現に存するものが諸方にある。余も一、二度尋ねて見たることもあるが、其多くは家屋の構造が悪い様に思わる。第一に、光線の取り方が宜くない。為に、室中に昼尚お薄暗き様なる場処がある。斯る室は何となく薄気味の悪いものなれば、氣の弱い神経質のものが之に住すれば、必ず疑心暗鬼を生ずるの道理にて、みずか自ら種々の妖怪を呼び起すに相違ない。第二に、化物屋敷といわれる家には、必ず悪い歴史を持つて居る。例えば、其家には先年自害したものがあつたか、首縊りしたものがあつたか、かの言伝えがある。斯る話が残りて居るときは、後に此に住するものが、己れの神経より色々の妄想を画き、幻像を浮べ、亡霊を見る等のことが起る。是より相伝えて妖怪屋敷の評判が高くなるのである。又、何か其家或は其持主に遺恨、私怨ある為に、殊更に作為して化物屋敷などと言ひ觸らすことがある。是は所謂偽怪と申すものじや。依

て妖怪宅地も、人によりて興ると云わねばならぬ。古人の語に人凶にして宅凶にあらずとあるは、尤もの言である。

妖怪宅地の中に枕返しまくらがえしの怪談がある。現今にても往々聞くことじゃ。余が越中巡回の折に、其怪事のある室に寝たこともあれば、自ら経験して居ると申して宜い。是もやはり神経の作用に相違ない。枕返しとは、一夜の中に覺えず知らず、己の枕の位置が転じて居ることを申すのじゃ。是は全く自らなしたるに相違なきも、夢中覺えず為すことなれば、翌朝記憶して居る道理はない。但し、何故に夢中斯る挙動をなすかというに、若し其人が多少、此室は枕返しおとしの起る処じやということを記憶中に有すれば、其記憶が夢中に働きて、知らず識らずの間に自ら枕を返すに至るに相違ない。之を心理学にて無意識作用と申すが、恰も夢中に寢言を云う自ら覺えざると同様である。

其の他、俗に雪隠の化物、舟幽霊、雪女等の怪談あれども、此等は皆幻視、妄覺より起りたるものにして、諺に「幽霊の正体見たり枯れ尾花」の類なれば、説明するに及ばぬ。唯、世に魔法、幻術として伝えであるものに、奇怪に感ずることが幾分がある。或は火渡りの如き、或は不動金縛りの如き、随分不思議に見ゆれども、火渡りは物理の研究によるも出来る道理にて、足の皮膚及び其面にある水気が或る度までは熱力に耐え、且つ熱を防ぐことを得る故、其出来ると出来ざるとはつまり熱の程度に関する問題である。若し熱の程度が高きに過ぐるときは、跣足の儘にて渡ることは出来ぬけれど、火渡りの場合には、其度の餘り高くないことは明らかである。但し、委しき説明は物理学及び心理学の両方面より考証せざるを得ざれば、『妖怪学講義録』に譲りて置く。次に不動金縛りは、現今にては催眠術にて容易く出来ることなれば、不思議とは申し難い。催眠術は近來盛んに行わることじゃが、其術たるや、人心をして睡眠と醒覺

との中間に於ける一種の状態に入らしめ、己れの意思にて身体を支配すること能わずして、他の人の命令に応じて器械的に動くようなる。故に、他人より我は汝に不動金縛りを掛けると命令すれば、忽ち身体、手足が動かぬようになる。其理由は心理学の問題なれば略して置く。之と同じく、一時我那に行われたるものに、コックリと申すものがある。已にコックリといえは、何人も知らぬものはなかる。細き竹を三本合せ、其上に盆を載せ、四方より手を懸ると、忽ちに其盆が踊り出すという面白き仕掛けである。之を民間にては、狐か天狗か亡霊が乗り移りて動くのであると考えて居れども、其実、我々の精神作用が手の筋肉の上に働き、知らず識らずの間に運動を盆の上に伝え、衆人の力相合し相加りて、踊り出すほどになるのじや。俗にコックリはよく人の年齢をあてると申すが、其当て方は竹の足を挙げて、二歳ならば兩度、三歳ならば三度あげる。如何にも不思議のようなれども、其盆に手を掛けて居る人が全く知らざるものの年齢を当てることは出来ぬ。其よく当てるは、必ず其中の一人が知りたる人の年齢に限る。此一例によりても、人の心に思うて居ることが、手の上に働きて盆を動かすに相違ない道理が分る。此の如く「妖は人によりて興る」というが、之を更に言を換えて申さば、「妖は心によりて興る」といわねばならぬ。

第一四段 真怪の事及び結論

以上、段を重ねて述べ来りたる所は、四種の妖怪中、偽怪、誤怪、仮怪の三種である。而して、第四種の真怪の事は、迷信以上の問題なれば未だ其例を示さぬ。依つて是より、真怪の一端を述べて結論と致そうと思ふ。

世に遠方数百里隔たりたる所の変事が、自然の感通によりて知ることが出来る。其一例は夢の感通である。古来、親戚の者が数百里の外にありて死亡したる場合に、殆んど同時に其事が夢中に現じ、實際の通知に先ちて知ることが出来たと申す話が沢山ある。若し、果して斯る事実のあるものとすれば、之を真怪と称して宜いようなれども、其実、甚だ疑わしく思われる。其故は、斯る場合に夢の感通ありしは極めて希有の事にて、人の夢の数と死亡の数とに比較するときは、億万の中に僅に一度もあるかないか位のこと過ぎぬ。されば、精神の感通というよりは、寧ろ偶然の符号という方が適當であろう。又、其夢に現じたることと實際の情況とは幾分か似て居ると云うまでにて、一より十まで寸分違わずに符合したということとは、未だ曾て聞かぬ。通常の場合にては、夢中に人の葬式を見たとか、墓場を見たとか、棺桶があつたとか云う位にて、つまり不吉の夢を見た。然る処、其後に親戚の者の訃音に接し、されば、過日の夢は全く精神の感通に相違ないと速断するのである。是は符合と云うにあらずして、類似というに過ぎぬ。また、其時日も決して精密に適合したるにはあらず。もとより其本人も、しかと夢の時日を記憶して居るのでなく、後に訃音に接して始めて其夢を思い出し、大抵同日頃に夢の現じたるように考え、直に時日まで符合したと申すのである。依つて、斯る場合に事情及び時日の符合は、人の方より迎えて其様に装いたるものといわねばならぬ。夫故に、此等の事実を指して真怪と定むることは出来ぬ。如何に今日は無線電信があ

るからというても、精神までが無線電信同様に通ずるといふことは、餘り空想に過ぎたる話である。

然し世界には、人智を以て知るべからざることがあるは疑いなからうと思ふ。其知るべからざるとは、未知という意ではない。未知というときは、今日未だ知るべからざるも、将来に於ては知る時があるうという意味に解せらるるも、余が所謂知るべからずとは、真の不可思議の意にして、人智にて知ることは不可能なりとの意である。之を証明することは決して困難でない。若し人智の性質の有限にして、宇宙の事物の無限なるを知らば、人智以外の事物ありて存することが分る。即ち其体たるや、不可知的不可思議と申すものじや。斯る不可思議を名けて真怪とするときは、世界に真怪の存するは疑うことが出来ぬ。

不可思議に就て考うるに、目前の事々物々の内におのずから存在すと心得て宜い。先ず一滴の水を観るに、其体、分子より成る。其分子は之はより一層微細なる分子より成る。其結局、水素、酸素といえる二種の元素より成ることが分る。若し、此元素の体は何物なるやと問わば、是より以上の説明も解釈も出来ぬ。唯、元素は元素なりといいて答うるより外はない。即ち、元素を指して不可思議と申して宜からう。又、水の初めは何より起りしか、水素、酸素の源は何より生じ来りしかと尋ぬるに、其結果、世界の初めは何より出で来たりしやという問題になる。此に至ると、同じく知ることが出来ぬ。つまり、不可思議といわねばならぬ。されば、目前の事物は之を小にしても不可思議、之を大にしても不可思議といいて宜い。此点より考え来たらば、宇宙万物のすべてが真怪なることが分る。

此の如く論じ来りて、更に事々物々の変々化々する有様を見るに、人の生死、草木の榮枯は勿論、雲の動き水の流るるまでも、皆不可思議となりて現わる。もとより、此等の変化運動は物と力との関係より起るに相違なきも、物の体も力の源も共に不可思議なれば、其変化運動も不可思議と称して差支ない。是に

於て、余は人の真怪の有無を問わるるに對し、日月星辰、山川草木悉く真怪なりといひて答えて居る。斯る大怪に比すれば、狐狸、天狗、幽霊などは妖怪とするに足らぬものである。然るに世人は、妖怪にあらざるものを指して妖怪とし、真に妖怪なるものを見て妖怪にあらざらぬと思はるは、実に其愚を笑わねばならぬ。故に余は、妖怪研究の結果として、左の句を綴りて人に示して居る。

老狐幽霊非二怪物一、清風明月是真怪。

是は余が独り申す訳でなく、昔しの人も既に説いて居る。其一人は新井白蛾という人である。白蛾の言に、「天地の間は皆怪なり、昼の明、夜の闇、冬の寒、夏の暑、雪と降り、雨と化し、雷風のさわがしく、潮の満干、常に目馴れ聞きなれたれば、怪しとも思わず、稀にあることは皆、人之を怪しむ」といひてある。又、西村遠里と申す人の説明に、「奇妙、不思議なる故に見たしといわば、妖怪は扱置き、自身のものといわんと思えば声出でて、歩行せんとおもえば足動き、物をとらんと思えば手出するの類、如何なる理にてかくなるということ一切知るべからず。春は花さき、秋は実り、或は青く或は赤く、斯る色を地中より誰が染め別しや、云云」と述べてある。誠に其通りにて、不思議といえは天地万物皆不思議に相違ない。若し、之を不思議とせなくば、世界に一の不思議なしと云いて宜い。況や狐狸や天狗などは、決して不思議の中に数えるほどのものではない。万物皆不思議という中に比較して見れば、人の心が最も不思議の様に思はる。先ず世人の所謂不思議は、之を帰するに大抵皆心より出でて居る。例えば狐惑、狐憑の如き、幽霊の如き、皆心より呼び起す所の妖怪である。されば、心は妖怪の母と申して宜い。其上に、妖怪を見て妖怪と知るは皆心の作用に相違ない。故に万物の中にて、心を以て妖怪の巨魁と申してよからう。若し万物悉く真怪というならば、心は真怪の目、或は真怪の蔵といひて差支ない。

斯く妖怪を説明し来りて、迷信は何れにあるかと云わば、つまり世人が偽怪、誤怪、仮怪の如き、真怪にあらざるものを真怪の如くに信ずるは、すべて迷信といわねばならぬ。古代の如き人智の未だ進まざりし時ならば恕すべきも、今日の如き教育も普及し、学問も開け、我国は所謂東洋第一の文明国と、他より称せられ、自らも公言する以上は、其国民たるもの、猶お迷信の淵に沈み居る有様にては、実に国家の体面を汚し、国民の名譽を損するといわねばならぬ。

『国定修身書』には「諸子よ、昔は不思議なりとて恐ろしがりたるものも、学理の進むに従いて怪むに足らぬこと明になりたるも多し。世にはまた、己れを利せんがために怪しきことをいいふらすものあり。これまた信ずべからず」とあり、又「すべて道理の正しからぬことに惑い、これを信仰しこれに依頼するを迷信という。諸子は迷信を避けざるべからず」とあり、又「凡そ人は知識をみがき道理を究め、これによりて事をなすべく、決して迷信に陥るべからず」とあるが如きは、余が以上の説明によりて、一層明かに了解することが出来たであろうと思う。されば人は、何事も皆道理のあることなれば、己れの知識の足らざる為に知れざることありとも、決して之に迷を起し、道理にはずれたることをなさぬようし、自ら知らざれば知らずとし、病氣、災難等は豫防の出来るだけ豫防し、注意の届くだけ注意し、其上に力の及ばざること天運の然らしむる所とあきらめ、各々正理を守り正道を履み、上天に恥じず、下地に恥じず、中人に恥じざる行をなし、世は如何に暗黒なりとも、心中は常に青天白日なる様に心掛くるこそ、人の人たる道と申すものじゃ。

- 『迷信解』（井上圓了著、哲学館、一九〇四年一〇月）所収。
- 旧かな遣いは新かな遣いに、旧漢字は新漢字に改めたが、旧漢字の一部はそのままにした。
- 底本の振り仮名のほかに、適宜振り仮名を追加した。
- PDF化には`LaTeX2ε`でタイプセッティングを行い、`dvipdfmx`を使用した。

科学の古典文献の電子図書館「科学図書館」

<http://www.cam.hi-ho.ne.jp/munehiro/sciencelib.html>

「科学図書館」に新しく収録した文献の案内、その他「科学図書館」に関する意見などは、
「科学図書館掲示板」

<http://6325.teacup.com/munehiroumeda/bbs>